

第四十三回国会 衆議院 農林水産委員会大蔵委員会連合審査会議録 第一號

(一一八)

昭和三十八年二月十九日(火曜日)

午前十時十六分開議

出席委員

農林水産委員会

委員長

長谷川四郎君

委員

利恭君

理事小山

長規君

兵助君

覺君

理事秋山

理事丹羽

理事山中

貞則君

理事足鹿

忠男君

理事片島

港君

理事東海林

稔君

伊藤

轍君

草野一郎

平君

坂田英一君

松本

角屋堅次郎君

栗林

野口忠夫君

安井

長司君

山田

稻富稟人君

玉置

大蔵委員会

白井莊一君

委員長

理事足立

篠郎君

理事毛利

理事山中

貞則君

理事有馬

輝武君

理事堀

昌雄君

安藤

覺君

田澤

吉郎君

佐藤

勝志君

高見

芳賀

廣瀬

秀吉君

農林大臣

原田

大蔵政務次官

大月

大蔵事務官

高君

農林水産委員会

農林政務次官 津島文治君

農林事務官 松岡亮君

農林經濟局長 齋藤誠君

農林事務官 齋藤誠君

本日の会議に付した案件

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第三一号)

て議題といたします。
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律
正する法律
農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。
農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。
第一項第二項中「自作農維持創設資金」を「自作農維持資金」に改め、「農地若しくは採草放牧地を取得し」を削る。第四項第一項中「千二百億七百万円」を「千二百十二億七百万円」に改める。
第十八条第一項第一号の二中「植栽」の下に「又は育成」を、「資金」の下に「果樹の育成に必要な資金」については、別表第一の第二号に掲げる資金のうち果樹の育成に係るものに限る。」を加え、同号を同項第一号の三とし、同号の次に次に次の二号を加える。

第一の四 果樹以外の永年性植物であるもの(以下「指定永年性植物」という)の植栽に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの(以下「指定永年性植物」という)の植栽に係るものに限る。」を加え、同号を同項第一号の三とし、同号の次に次の二号を加える。

第十八条第一項第一号の二中「又は改善」を削り、同号の次に次の二号を加える。

第十八条第一項第一号の二中「又は改善」を削り、同号の次に次の二号を加える。

第十八条第一項第一号の二中「又は改善」を削り、同号の次に次の二号を加える。

第十八条第一項第一号の二中「又は改善」を削り、同号の次に次の二号を加える。

第十八条第一項第一号の二中「又は改善」を削り、同号の次に次の二号を加える。

第十八条第一項第一号の二中「又は改善」を削り、同号の次に次の二号を加える。

る資金のうち乳牛又は肉用牛の購入に係るもの及び同表の第四号に掲げる資金のうち家畜の購入に係るものに限る。)
第十八条第一項第一号の次に次一号を加える。
の二 農業経営の改善のために対する農地又は採草放牧地(農地又は採草放牧地とする土地を含む。)の取得(その取得にあたつて、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池等として利用する必要がある土地をあわせて取得する場合におけるその土地の取得を含む。別表第一において「農業経営の改善のために対する農地等の取得」という)に必要な資金を促進するため必要なものとして別表第二の貸付金の種類の欄に掲げる資金については、その貸付けの利率はそれぞれ同表に掲げる利率によるものとし、その償還期間はそれぞれ同表に掲げる償還期限及び据置期間の範囲内で公庫が定めるところによるものとする。
第三の三 林業経営の改善のために対する森林(森林とする土地を含む。)の取得又は森林の保育その他の育林に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの(以下「指定永年性植物」という)の植栽に係るものに限る。」を「別表第一」に改める。
第十八条の二第一項中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同条第二項中「別表」を「別表第一」に改める。

第十八条第二項中「前項各号に掲げる資金」を「前項第一号、第一号の三、第二号から第四号の二まで及び第五号から第八号までに掲げる資金(同項第一号の三、第二号の二、第七号及び第八号に掲げる資金)については、別表第二の第三号に掲げる資金については、別表第二の第一号中「第十八条第一項各号に掲げる資金」を「第十八条第一項に規定する資金」に改め、同号の四の中「又は改善」を削り、同表を別表第一とし、同表の次に別表第二として次のように加える。

別表第一

附 則

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、なお從前の例による。

3 自作農維持創設資金融通法（昭和三十年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

自作農維持資金金融通法

第一條中「農地若しくは採草放牧地を取得し」を削る。
第二条第一項第一号及び第二号を削り、同項第一号中「農地又は採草放牧地について」を「農地(農地法(昭和二十七年法律第二百一十九号)第二条第一項に規定する農地をいう。以下同じ。)又は採草放牧地(同項に規定する採草放牧地をいう。以下同じ。)について」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二号とする。

三十六年法律第十五号の一部を
次のように改正する。

第五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

を拡充し、同公庫が貸し付ける一定の資金につき特別に有利の貸付条件を定めるとともに、同公庫に対する政府からの出資金を二百二十億円増額する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

六年法律第二百一号の一部を次の
ように改正する。
第二条第一項に次の一号を加え
る。

五 銀行その他の金融機関で政
令で定めるもの
附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。

理 由

の融資機関として銀行その他の金融機関を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○長谷川委員長 質疑の通告がありますので、順次これを許します。芳賀貢君。

○芳賀委員 実は農林大臣に御出席を願いたいのですが、予算の分科会の関係で見えませんが農林政務次官をぜひ呼んでもらいたいと思います。

それまでに事務当局にお尋ねしますが、第一の点は、今回の公庫法の改正によって関連のある自創法の法律の名称の一部さらにまた内容についての改正を行なつたわけですが、これはできないことではないけれども、立法上から見ると全く異例なことであるが、どうしてこういうような異例の措置をあげて講じなければならなかつたか。

○松岡(亮)政府委員 今回の公庫法の改正の第一の眼目は、要綱もお配りいたしておりますが、農林漁業経営構造改善資金金融通制度を新たに設けることによつて、これまでに農業、

林業及び漁業の構造改善の推進、選択的拡大あるいは経営の近代化を促進するということをねらいといつたしまして、新しく從来の長期低利資金をさらに低廉に貸し出すということがございました。その際に、新しい制度の内容となります各種の資金がございますが、そのうちの最も有力な一つといつたしまして土地取得資金を加えることについたしたのでござります。土地取得資金は、御承知のごとく、從来自作農維持創設資金金融通法に

よりまして農林公庫から貸し出しておつたのでございますが、これを今回おつたのでござりますが、これをおこなうために、今後における新制度に入れまして、今後における農業の構造改善あるいは経営規模の拡大という目的に沿うてさらにその目的を促進するために從来より一そな条件をよくするということにいたしまして、特に新制度に入ることにいたしたわけあります。

農業の構造改善あるいは経営規模の拡大という目的に沿うてさらにその目的を促進するために從来より一そな条件をよくするということにいたしまして、特に新制度に入ることにいたしたわけあります。

農業の構造改善あるいは経営規模の拡大という目的に沿うてさらにその目的を促進するために從来より一そな条件をよくするということにいたしまして、特に新制度に入ることにいたしたわけあります。

農業の構造改善あるいは経営規模の拡大という目的に沿うてさらにその目的を促進するために從来より一そな条件をよくするということにいたしまして、特に新制度に入ることにいたしたわけあります。

農業の構造改善あるいは経営規模の拡大という目的に沿うてさらにその目的を促進するために從来より一そな条件をよくするということにいたしまして、特に新制度に入ることにいたしたわけあります。

○芳賀委員 私の聞いておるのは自創法をどうして無理に改正しなければならない必要があつたかという点なんですよ。もちろん自創法は昭和三十年に成

立した法律ですが、その目的は、今局長が言われた農地改革の成果維持、このへんはかつて農地改革によって自作農が日本の農業の一つの基盤的な制度として、むしろ時代の発展に伴つて農業の構造が自然に近代化されるということは、これはもう必然的な趨勢ですか。

○芳賀委員 それは、これまで現状維持であります。それをいつまでも現状維持できただけでござりますが、それで今まで現状維持するといふ考え方ではなく、そういう時代の発展に伴つて農業の構造が自然に近代化されるということは、これはもう必然的な趨勢ですか。

経営規模を拡大するということとも農地改革の成果を維持するということからいえば、決してそれは自創法から見るに消極的な農地取得ということではないと思うのです。ですからむしろ現実をよくするということにいたしまして、資金にあります從来の土地取得資金とくわしくて、そのものとは一応切り離しまして新制度に入れるために自創資金の方の改正を要する。自創資金の方は、これもあらためて申し上げるまでもございませんが、従来の農地改革の成果維持といふことで自作農の転落の防止と申しますか、そういったことを主たるねらいとして、土地取得資金自体も、そいつなどちらかといえば消極的なものであつたのでござりますけれども、今回これを前向きの制度といたしますので、自作農維持資金からはずす、こういうことにいたしたわけでありま

す。

○松岡(亮)政府委員 今回の農林漁業金融公庫法の改正法律案によりまして第十八条の第三項として新しく「農業推進を図り、又は農業経営の規模の拡大、農業生産の選択的拡大若しくは林業経営の改善を促進するために必要なものとして」という目的を新制度の目的としたしまして掲げたのでございま

す。しかし新制度におきましては、構造改善事業に必要な資金も貸し出しますが、それと関連いたしまして土地取得資金も構造改善事業を行なう資金に對しては特に安い金利で貸し出します。しかし新制度におきましては、構造改善事業に必要な資金も貸し出しますが、それと関連いたしまして土地取

得資金も構造改善事業を行なう資金に對しては特に安い金利で貸し出します。しかし新制度におきましては、構造改善事業に必要な資金も貸し出しますが、それと関連いたしまして土地取

得資金も構造改善事業を行なう資金に對しては特に安い金利で貸し出します。

○芳賀委員 最近、農業構造改善といふ言葉が出ておるが、これは何を新しいものじゃないでしよう。内容を分解すれば、たとえば農業基盤の整備事業にしても、あるいは畜産の拡大にして

も、あるいは農業のいろいろな施設の改善等にしても、從来やつてきたこと改進事業と唱えて宣伝の具に供しておるだけであつて、何もそういう制度が今生まれたということでは全然ないじやないですか。それを名前をただ構造改善事業と唱えて宣伝の具に供しておるだけであつて、何もそういう制度が今生まれたということでは全然ないじやないですか。今度の改正の場合にござります。それは内容的にもそういうわけでござりますが、それで今度の改正したうたい方をいたしておる

分とするというようなことにもいたしておりますので、新制度の一環といたしておこなうために、公庫法の中にも何を新たに定めてあるのでござりますが、農地の全貌もはつきりましたし、それらの関連もはつきりいたしまして新しい目的というものが浮かび出るというように考えまして、新しい制度に移管いたしましたあります。

○芳賀委員 今新しい制度と言われるが、一体農業構造改善というものは制度的あるいは法律的にどこかに根柢があるのでしょうか。

○松岡(亮)政府委員 構造改善とすることそのものは農業基本法に明文がある通りでございますが、農業構造改善から何のために公庫法の改正の中で自創法のもの性格を大きく変えたか、その点は明確にしてもらわなければいけないと思うのです。

○松岡(亮)政府委員 今回の農林漁業金融公庫法の改正法律案によりまして第十八条の第三項として新しく「農業

若しくは沿岸漁業の構造改善の計画的推進を図り、又は農業経営の規模の拡

大、農業生産の選択的拡大若しくは林業経営の改善を促進するために必要なものとして」という目的を新制度の目的としたしまして掲げたのでございま

す。しかし新制度におきましては、構造改善事業に必要な資金も貸し出しますが、それと関連いたしまして土地取

得資金も構造改善事業を行なう資金に對しては特に安い金利で貸し出します。しかし新制度におきましては、構造改善事業に必要な資金も貸し出しますが、それと関連いたしまして土地取

得資金も構造改善事業を行なう資金に對しては特に安い金利で貸し出します。しかし新制度におきましては、構造改善事業に必要な資金も貸し出しますが、それと関連いたしまして土地取

得資金も構造改善事業を行なう資金に對しては特に安い金利で貸し出します。しかし新制度におきましては、構造改善事業に必要な資金も貸し出しますが、それと関連いたしまして土地取

得資金も構造改善事業を行なう資金に對しては特に安い金利で貸し出します。しかし新制度におきましては、構造改善事業に必要な資金も貸し出しますが、それと関連いたしまして土地取

得資金も構造改善事業を行なう資金に對しては特に安い金利で貸し出します。

○芳賀委員 おいては、公庫法の中にも何を新たに定めてあるのでござりますが、農地公庫の融資の目的は第一条に定めてあるのでござりますが、農地の生产力の維持増進ということで、それを農業者及びその組織する団体に貸し出すとい

うことになつておりますが、今回の新制度にかかります資金につきましては、特に第十八条の第三項といたしまして、新しくその資金の目的をうたつたのであります。その新制度の目的は、従来からもやつておることではないかとおつしやるわけでござりますが、確かにそういう面でござりますけれども、それを一定の政策の目的といふのであります。このことは、まず、特

農の維持ということが主たる目的でございまして、それが第一条の目的にもうたわれておるわけでございますが、発足いたしました当时から、維持資金の方が主体であったのでございます。実際貸し出しにおきましても、土地取得資金は漸次条件も多少緩和し、この二、三年貸し出しを促進するようになりておりますが、これは基本法が制定されましたときから、そういう体制に切りかえたのでございます。

漸次この土地取得資金の方が維持資金よりも——と申しますと語弊がございますが、維持資金とともに伸びてくるという事態は、これは土地取得資金自体の新しい機能が考えられる。それにさらに最近の情勢からいたしまして、構造改善を推進するという意味におきまして新しい制度に発展させて、それで自創資金からはずすということになりましたわけですが、自創資金自体は、土地取得資金をはずすことによりまして多少形の上で変わりますけれども、従来の主たる性格でございます自作農の維持ということにおいて変わりがない、かように考えております。

○芳賀委員 それはあなた、詭弁じゃないですか。現在の自創法というものは農地の維持とさらに拡大に向かっていくためのそういう資金の裏づけをするというところに目的があつて、その二本の柱の一本をはずしてしまった場合意味がないじゃないですか。一番大事な柱をはずすくらいなら、むしろ自創法をなくしてしまった方がいいじやないです。農地の拡大のための資金を自創法からもう出さない、扱わないということであれば、あとは単に維持

資金の確保であるとか、あるいは災害困難であるという場合にだけ維持資本が出されておるんじゃないですか。そこには、病気になったとか、そういうやうな程度のものであれば何もわざわざ律を残してやっていくなどという必要はないじゃないですか。そこに問題だがあると思うのです。むしろ今までの運営が法律の精神に反して、政府は農地拡大のための取得資金というものを山積したわけですね。そうして最近では災害対策の一環として災害資金を自創資金から出すというような、そういう安易な方法に墮落してしまったわけです。だからわれわれとしては自創法を簡単に骨抜きにするということに対する対しては断じて了承することができないですよ。幾ら経済局長が陳弁に努めても、そういうことになるほどそうなるということには絶対ならないですよ。この点は農林大臣がおられませんから、津島政務次官からこういふかげた法律改正をやる政治的な根柢あるいは配慮について十分聞かしてもらいたいと思います。

いう改正に誤りがあることがわかれれば、もとへ戻すということなんですか。自創法の改正なんかをこういう違法的な行為でやることは改める、そういう御趣旨ですか。

○津島政府委員 ただいまのところでは改めるという結論には到達をしていないのでござります。しかしながら若賀委員のお説に対しましては十分な検討を加えて、そうして慎重にこれに対処して参りたい、この段階であると思うのであります。

○芳賀委員 欠点は改めなければ慎重を期するわけにはいかぬじやないです。これは無理やり通してしまいますから。あとで慎重を期してみても時期おくれでどうしようもないじやないです。とにかく公庫法の中で自作農維持創設資金金融通法という法律の名称までかえてしまふんですからね。こういうことは今まで例がないじやないです。か。私ども国会生活も相当長いのですが、別な法律で、別個の法律の名前まで変えてしまうというようなことは全く無謀さわまるものであつて、そういう例がここ十年間ぐらいの間にどちらいあるか。あるとすれば事例をあげて述べてもらいたい。

○松岡(亮)政府委員 事例と申しましてもなかなかすぐ思い出せませんけれども、これは十分に法制局とも相談いたしましてやつておるわけでありまして、私どもいたしましては、公庫法の附則で自作農維持創設資金金融通法を改正いたしましたことは、これは十分関連のある法律でありますから、別に何ら疑義を持つていなかつたのでござります。法制局いたしましても、その点については何ら異論がないのであり

○芳賀委員 いや、法制局というのは、政府の御用法制局であつて、それは筋を通すようなことはしておらぬことはわかるが、とにかく公庫法というものは自創法と比べた場合自創法の方が基本をなす法律ですよ。自創法という法律の体系があつて、その目的を実施に移すための融資方法とか取り扱い機関としてこれを農林漁業金融公庫に行なわしめるというところに自創法が指示した点があつて、公庫法が基礎になつて自創法があるということは、これは全然間違いですよ。そのくらいのことが役人としてわからぬはずはないじゃないですか。

○松岡(亮)政府委員 ちょっと理解に苦しむのですが、ある法律の改正を行ないます場合に、それに関連する法律の改正規定をその改正法律案に入れるということは少しも異例ではなないであります。私はひんぱん行なわれております。私どもとしては全然それに対する疑義を持っておりません。

○芳賀委員 立法技術上そういうことができるとかできないとかいう問題じやないわけです。もちろんやればやれるでしようが、しかしその別な法律で関連のある相手の法律の精神まで骨抜きにするようなそういうやり方といふものは、これはあまり採用されないでしよう。もし自創法そのものに、これをもっと強化するとか改善する必要があれば、むしろ自創法を取り組んでこれを根本的に改正するということの方が多い。これは当然のことじやないですか。一体自創法というものを構造改革とか今後の農地拡大に当てはめる場

合においては、今の自創法でこれができないということはないじやないですか。ただ従来は農地法によって農地所の制限とか権利の移動等についてはこれはきびしい規定があったわけですが、これは昨年の国会において法人化の問題とかあるいは信託事業の問題等があり、さらに所有制限等についても相当大幅に緩和したわけです。ですからそういうふうな農地制度そのものの根幹をなす農地法が改正された場合においては、それに対応できる自創法の改正というものが当然あってしかるべきだと思うわけです。ですから今度自創法の運営についても、維持資金に重点を置いてきたような間違った従来の運営というものを改めて、農地の取得、経営拡大の方向に自創資金を十分出すということであれば、そういう運営は現在の法律の中でも十分できるじゃないですか。それを今までやらないできたのでしょうか。やればやれることであるし、この一本の柱をはずすことによつて、自創法の制度そのものが必要性がなくなるということになるところに重大な問題があるわけですから、そういう重大な制度をゆがめるような法律の改正というものは、これは絶対にすべきでないと思うのですよ。こういう点については、特にこれは農地法との関連もあるわけですから、農地局長の見解はどうなんですか。——農地局长は来てないんですね。農地局長を呼んで下さい。

ものを変えなければ同じような条件の資金はできるでございますが、今回この制度と一緒にいたしまして、その中心にむしろなるわけでございますが、そういうものとして運用いたすといふことからいたしますと、新制度に入れられた方が妥当であるという考え方われわれにはあるわけでございます。なお、自作農維持創設資金融通法の改正の法律の技術的な面でございますが、これは今回の改正法律案の附則の第三項で自作農維持創設資金融通法の改正法律案を出しておるのでございます。そのよう御理解をいただいたらしいかと思ひます。

精神というものは、これは両方の法律の中からは全く影をひそめてしまつ、そういうことになるわけですね。これは何も積極的な改正にはならぬじやないですか。こういうところにやはり問題があると思うのですが、これは農林省としてはどうお考えになりますか。

法というちゃんととした制度があつて、これによつて農地の取得資金も農地の維持資金も一貫した方針で出されておつたところに大きな安定感があつたが、今度はそういうことがなくなつてしまつたわけですね。これは大きな変化だと思うのです。これは後退じやないですか。

○松岡(亮)政府委員 私どもは全然後退だとは考えておりませんが、この公庫法の第一条の第二項から「農地若しくは採草放牧地を取得し」という字句を削りますのは、新しく新制度として第十八条第二項に基づいて貸し出し資金を各種あげまして、その中に土地取

の農業発展の基礎をなすところの農業拡大のための資金については積極的に貸し出すというのなら貸し出す、そういうことを当然、あなたの言うよううことであれば、公庫法の第一条の中うたうべきじゃないですか。単に業者の中の貸し出し資金の種類の一つにえたにすぎないのでしょう。今度はも有利になつても不利になつてもなじやないですか。有利にしたいといふのであれば、現在の自創法の条件規をもつと有利にしたらいいじゃないですか。それをやつた方が、まだりつかになるんじゃないですか。

おつたでしよう。当時の農林水産委員会における附帯決議というものは、これは当然国会の意思ということには間違いがないわけですね。ですから、當時すでに自創法というものを根本的に改正して、条件については、金利は現行五分であるけれども、これを三分五厘に改正すべきである。据置期間について、現行は三年であるが、これを五年にすべきである。償還年限については、現在二十年であるけれども、これを三十年以上に改めるべきである。貸付限度については、現在は法律にはうたってなくて、公庫の業務方法書にまかせてあるわけです。これは政

たとえば今度の改正案によつて自創法がどうなるかといふと、第一条の規定の中から「農地若しくは採草放牧地を取得し、「これをはずしてしまつうわけですね。そうして第二条の貸付の規定の一項の一号、二号、これを削除してしまふ。そうして残つた三号、四号を新しい一号、二号として残すといふことになるわけですから、たとえば目的の中から「農地若しくは採草放牧地を取得し、「これを削つてしまつて、そして公庫法の中にはどこへその目的が移つてきてゐるかといふと、そういう点は何も示されていないぢやないですか。しかも公庫法の場合には第一条の二項で「自作農維持創設資金融通法に基き、農業者に対し、農地若しくは採草放牧地を取得し、「これをまた目的からはずしてしまつておるわけですか」と點的に目的として出すというそういう

たのでござります。そのことは今後も変わらないでござります。自創資金 자체はそう大きく性格が変わるというふうには考えていないのでござります。また今回公庫法の改正で、第一条から土地取得資金、「農地若しくは採草放牧地を取得し」という字句を削除するますが、これは新しく土地を取得する資金というものを別に規定いたしますので、当然にここは削るということになりますのでござります。

○芳賀委員 そうじやないです。目的から全部はずしてしまって、ただ業務の中でもこういう金も貸しますといふことにしてしまったんじやないですか。

何も特に公庫融資の中で土地取得資金というものは重要性というものはないでしよう。目的の中にはこれは何もないわけです。業務の中で新しく一号ふやして、こういう金も貸しますといふことにしただけじゃないですか。そういうことになれば当然今まで自創

持創設資金融通法に基づく土地取得資金を貸し出すことができるという規定であったのでございます。従つて自作農維持創設資金融通法を改正しまして土地取得資金を新制度に入れますときはこの規定は当然削るという論理的な帰結があるわけでございます。

○芳賀委員 それはそうでしょう。公庫法の第一条第二項は、これは自創法を受けて、そうして自創法で示しておる公庫を通じて取得資金、維持資金を貸し出すということになつておるから、公庫の目的に特に自創法のために第二項を設けてあるので、自創法の一部を改正してしまえば第二項の必要な字句というものは削るのがあたりまえじゃないですか。ですから特に自創法からそれを削つて公庫法の中の大きな目的に加えるとすれば、当然公庫法の第一条の目的の中へ第二項で削った分といふものは当然それを加えて、公庫の行なう事業といふものは今後日本

○ 檜垣説明員　三十六年十月に、衆議院農林水産委員会の決議としまして、「自作農維持創設資金融通法の改正」を閣議する件。政府は、昭和三十七年度より、自作農維持創設資金について、その貸付条件を、利率年三分五厘、償還期間三十年以上、据置期間五年以内に、その限度額を百万円に、それぞれ改訂するとともに大巾に融資枠の拡大化をはかるよう自作農維持創設資金融通法の改正を行なうべきである。右建議する。」という決議があつたわけでもあります。

○ 芳賀委員　津島政務次官にお尋ねしますが、あなたはその当時、昭和三十六年十月には、まだ政務次官になつてからはじめたのでしようか。政務次官になつていなくて、議員にはなつておられますか。

をあげることもできるが、下げることもできる、そういうことで、現在においても一農家当たり三十万円といふことで限度を押えてあるわけです。その程度の限度では、自作農維持はもちろんですが、農地を拡大するなどといふことは三十万円の範囲では全然できないわけです。だから、これを役人まかしておいては適正な運用ができないから、今度は法律で一農家当たり百万円まで限度を明らかにすべきである、こういう決議が當時自創法改正の附帯決議として、農林水産委員会において決定されておるわけです。しかも、この経過は、当時の自創法の改正というものは、北海道関係について、昭和三十六年度一年限り北海道だけについて貸付限度を四十万円にするという異例の改正を社会党委員が出席しない留守の間に、与党が単独で委員長提案をして、そうして単独採決をしたという経緯があるわけです。これは、当時の農林省担当と与党の筋合がぐるくなつ

て——と言つては語弊がありますが、意思を通じて無理やりにやつてしまつたわけです。その当時気が引けたか、そういうような附帯決議を丹羽兵助君が提案して、これをやはり議決しておるわけです。この議決された決議の内容は、當時あるいはそれ以前から社会党が自創法の根本改正をやるべきであるということで、社会党提案で自創法の改正法案というものを出した内容と全く同一なわけです。そういう経過があるわけですから、もし今回自創法の根本改正をやつてもう少し実情に合致するようにするとするならば、このようない国会における決議というものを政府も十分尊重して、そしてその方向に自創法の根本改正をすべきであるとわれわれは考えておりますが、そういう点については国会の決議に対する尊重の意思というものが現在の農林省には農林大臣初め絶対ないのかどうか、そういう点は政務次官からお答え願いたい。

○津島政府委員 三十六年に自創資金について決議したそうですが、その詳細は残念ですが私承知をいたしていいのであります。しかしながら、そういう御決議がありますといふと、あくまでもそれを尊重いたしまして、その方向に向かつて今後私は検討して参らなければならないものであつて、その方向に向かつて今後私は検討するのであります。

○芳賀委員 今、政務次官の言つたよ

うなことであれば、この決議と今回の改正を比較した場合に、はたして有利になつたということが言えるかどうかという点なんです。わざわざに取得資金だけを公庫法の方へ移して、そして条

件については、利率は四分五厘でしょう。農林大臣の指定するものについては四分にするという規定があるが、年限についても二十二年、据置三年じやないですか。一体現在の自創法の貸付条件とどれだけの差があるわけですか。

○芳賀委員 件については、利率は四分五厘でしょう。農林大臣の指定するものについては四分にするという規定があるが、年限についても二十二年、据置三年じやないですか。一体現在の自創法の貸付条件とどれだけの差があるわけですか。その程度のことをやっておいて現

在よりも有利になりましたというで、あれば、国会の決議の意図に沿った程度の改正をやつて初めてよくやつたと手先だけで大きな筋を通して、前に進むという事になると思うわけです。どうも近ごろ農林省のやることは、何か小

か。そういう点は政治的な答弁にもなるから政務次官から……。

○松岡(亮)政府委員 土地取得資金につきましては四分五厘、特定の場合は年四分に下げております。それから年限も十五年から二十二年に延長してお

ります。さらに貸付限度につきましても、従来の四十万円を倍にいたしまして、八十万円まで引き上げたのでございます。相当な改善だと思います。

○津島政府委員 ただいま局長からの答弁の通りでございまして、相当進んだものである、かように私は思いました。

○芳賀委員 この問題は根本的な議論からお尋ねしたいと思います。

○芳賀委員 次に進みますが、重政さんが農林大臣が出席されたときにお尋ねしたい

と思います。

○芳賀委員 お尋ねされる問題は、農地担保金融につきましては、農林大臣は、積極的にこれを活用するよう

に検討しろというお話があつたわけでございます。そこで種々の角度から研究したのでござりますが、現在でも農

地法において農地を担保に入れることを禁止しているわけではございません。従つて一般に相当に担保に入つておる事例がござります。また現に農林公庫へ与えますとともに、今回新制

度によりまして從来より一そく長期の資金及び貸付限度額も大幅に引き上げております。従つて人的な保証人を農家が得るということはだんだん困難になつております。物的担保で金を借りた方が農家としても便利だということ

が、かかるといふことで農地担保金融の活用をはかるということにいたしましたのでござい

ます。

○芳賀委員 今、答弁によりますと、大体片足だけは農地担保金融の方へ入れたということですね。現在の自創法

は農地を担保に徴することはできないわけではないが、當時法律審議の場合、政府から出された原案は、農地を担保

として金融措置をやることで、現に農地制度研究会を設けまして、農地法の制度及びその運営について検討していく

たのであります。農地担保金融といふ能力であれば、これは檜垣さんからでもしようがないが、そういう担当者がいるんじゃないですか。

○松岡(亮)政府委員 これは両面にかかるものですから私から……。

○芳賀委員 そうじゃないですよ。農地局長が答弁できないと

事務を受けまして金融制度の改善の事務を担当いたしましたのは私でござりますから、私からお答えいたしま

す。

○芳賀委員 楽しいじゃないですか。土地を担保にして国民党が金を貸してくれと、いう場合、取得資金の場合は八十万まで貸すが、維持資金の場合には、農地を担保に提供しても三十万しか貸さぬ、これじゃ意味なさぬぢやないですか。残った自創法というのは農地に対してただ三十万しか貸さないと、いう法律なんですか。

○松岡(元)政府委員 維持資金につきましては、限度を別に法律で定めておりませんが、これは疾病とか負傷、そういう場合、あるいは災害といったような場合に借り受けける、こういうことでございまして、畜産資金のように、設備なり家畜を多頭飼育經營といふようなものに持つていくための必要な資金量というのは三百五十万くらいかかるわけなんです。そのくらい貸しますが、維持資金については従来と変わりがありませんので従来通り三十万円ということにしたのであります。

○芳賀委員 次に、たとえば農地担保の金融をする場合の評価の方法ですが、それは課税評価方式でやるのかあるいは売買の時価方式でやるのか、それはどういうことを考えていますか。

なお、その評価基準等が予定されれば……。

○松岡(元)政府委員 大体現在は固定資産税の評価額で貸しておるわけでありますけれども、これによりますと、非常に低いわけでございます。時価が十万元以上、田畠平均で十七万円もしておりますのに、田の場合は三万数千円、畠の場合は一万元ないし二万円くらいというような低い評価額になつておりますので、これによりませんで、今考えておりますのは、大体普通に農

地を担保にいたします場合、時価のあるいは売買事例価格の五割から七割くらいまで評価しておりますので、一度はそのぐらいの目安で貸したらどうか、これは具体的な土地の評価につきましては農林公庫がそれぞれ借り受けます。それで意見が合わなければ鑑定しようと合議してきることになります。それと第三者に頼むということにならうと思いますが、大体見当たしましてはそういった見当でやるのを考えております。

○芳賀委員 たとえばヨーロッパ諸国なんかの場合はほとんどが課税評価法ですね。売買事例価格というやり方ですね。課税評価額のその基準の大体六〇%ないし七〇%が貸付限度ということになって、金利の場合は三分から四分で、返済年限については五十年、まあ六十年というのが非常に多いようで、長いのは九十年ということになつておる。だから今回の場合は五十年、まあ六十年といふことになれば、非常に弊害が出てくるんじやないですか。いたずらに農地価格をつり上げるということは、資金を借り受けるときはあるいは安易な考え方で借りやすいかもしれないが、そういうことだけが利点ではないと思うのです。農地価格を非常に背反したものでないかと言われは考えております。そういうことにいわゆる農地担保金融の問題点が存在しておると思うわけですが、この点はどう考えられますか。

○松岡(亮)政府委員 担保の評価額を上げれば農地価格が上がるということ

は、私どもは全然考えておりません。むしろ逆に成立した時価を基準にして担保の時価をきめるということをございます。

それと、今課税価格を標準にする方式がいいんではないかというお詫でござりますが、これは確かに仰せの通りだと思います。今の固定資産税価格はちょっとと遅きに失するわけでござります。今度三十九年度から改定になるわけですが、これは大体売買事例価格を基礎にしてつくられるわけであります。そういうものが客観的に妥当なものとしてあるならば、それらに一定の計数をかける、そういう方式をとるのが望ましい方向ではないかと考えております。

○芳賀委員 時間の関係で問題点だけを取り上げて進みますが、今度の改正の意図がどこにあるかということはよくわかりませんが、取得資金に相当重きを置く。維持資金の面については今後も大体三十万円という程度で押えるということであれば、これはほとんど意味がないわけですね。そうなると、農地維持の困難な農家については無理に維持をさせない、農地維持の力がだんだん減退して特に経営規模一町歩以下程度の農家の場合は、政府が資金まで貸し出して農地の維持、農業経営の維持をさせなくて、むしろそういう窮屈した農家あるいは経営維持が困難な農家の場合には早く土地を手放して脱農をした方がいい、そういう考え方が政府の一つの方針となつて自創法を二分するといううそい挙に出でましたんじやないです。もう脱農するような弱い農家はなるだけ土地を手放して農業から離脱させて、そして資力のあ

る、経営力の将来のあるような農家に対する取扱いは、農地の取得をやらずして經營拡大をさせる、いわゆる首切り政策の一環として今度の改正というものが行なわれたんではないか。どうも今までの局長の答弁を聞いてると、そうとしか受け取れぬわけですが、正直のところそういうことじやないですか。

○松岡(亮)政府委員 転落しそうな農家に対しては維持資金を貸し出しまして、それで土地の売り渡しなどを防止して自作農として今後も存立してもらう、こういうことでございますが、そういう農家がまた經營を拡大したいといふ場合には土地取得資金を貸し出すのであります。別に今後貸し出さないということではなくて、やはり從来と同じように貸し付けていく、こういう考え方でおります。

○芳賀委員 次に、取得資金の中で四分資金と四分五厘の資金が区分されているが、これはどういう意味なんですか。

○松岡(亮)政府委員 これは農業構造改善事業を実施しておる地区におきましては特に四分といたしておるわけですが、その理由といたしましては、御承知のように、農業構造改善事業というのは相当徹底した、またむずかしい仕事でございます。また農家としても一定の期間、三年以内にその目的を達成するよういろいろな負担も負うわけでありますから、特に農業構造改善事業を促進するということ、一面においては、できるだけ農家の負担も軽減しようという意味で四分にし、構造改善事業資金の方は三分五厘にしたわけであります。

○芳賀委員 その点はおかしいぢやないですか。農地の資金以外は別ですよ。農地取得以外の場合は、構造改善地域だからそこを優遇するということはあり得るとしても、農地を担保にしてその信用力に基づいて資金を貸し出すという場合、一方は四分資金だ、その地区以外の農家に対しては高い四分五厘の金を貸すということは、制度上からいっても大きな問題があるんじゃないですか。不平等の扱いをするわけですか。全体に均霑しないじゃないですか。十年間に全国の町村がそれぞれ指定を受ければ——十年間で全農家が構造改善地域の指定を受けるわけではないですよ。その指定された町村のごく一部の地域だけの対象になつている農家が構造改善地域内の指定を受けた農家であつて、それ以外の地域の農家がどのように農業の経営の拡大とか農地の拡大に努力しようとしても、いやあなたは構造改善地域でないから金を貸す場合は四分五厘の高い金しか貸せないぞ、そういう差別をつけるということはおかしいぢやないか。しかも土地というものは国士ですから……。

分と低利にいたしたわけであります。しかし、これは事業を実施する期間だけでございます。

○芳賀委員 その点がおかしいじやないですか。農業構造改善地域の農家は不利になるのですか。指定されたことによつて犠牲を受けるわけですか。これを補完するために資金については四分の金を貸すということなんですか。

農家が不利益になるような構造改善事業であるならばやらぬ方がいいじやないか。構造改善事業を通じて将来非常に有利になるという見通しの上に立て地域指定をやつたり、その事業が進むということになれば迷惑がかかるとか不利になるといふのは、それはおかしいじやないですか。そういうものであれば、構造改善なんといふのは、から宣伝ですからやめた方がいいと思ふ。農地に対する国の資金融通に対しても、条件を変えるということは、これは断じてわれわれとしてはそういうことは了解できないのですよ。あなたがいかに詭弁を弄しても、農地に対しても、同じ国民に対して国の機関から資金の融通をやる場合に、一方は農業構造改善の地域だから四分の資金を貸されなければならぬという農家じゃないのですよ。たまたまその中に農地を取得する農家があるかもしれないという、予見される程度でしよう。ですから負担が四分五厘の金しか貸さぬといふような、そういう差別的な制度金融といふものは今までそういう例がないじやないですか。どうしてそういう間違った、思い上がつたようなことを考へているのですか。

○松岡(亮)政府委員 農業構造改善事

産性の高い農村ができることがあります。しかし三年間という一定の期間に相当

する負担を軽減させるということであれば、地域内の特定の農家が取得するか

しないかわからぬようなものに対する負担といふものは、地元負担も

ございましし融資を受けてやる事業も大きな投資をするわけです。その投資をする負担といふものは、地元負担も

ございましし融資を受けてやる事業も大きな負担といふものは、地元負担も

抜かりがたくさんあるわけですから、負担を軽減させることであります。しかし三年間という一定の期間に相当

する負担を軽減させることであります。しかし三年間という一定の期間に相当

出でておらないんですね。そうするためには農地法七条の所有制限の規定にと、われわれの考え方では、それは全部ひつかかるわけでございますが、七条省令に譲るということでやつていくつ一項の十号の「その他省令で定める小作地又は小作採草放牧地」という規定

もりかもしらぬが、そういうことは簡単にはいきないです。一体これは農地局としてはどういう考え方ですか。全くノーブロースでこの改正に賛成したように見えるが、一体どう考えておりま

すか。

○松岡(亮)政府委員 三年間と申しますのは、その事業実施期間に借り受け

たものは四分の扱いをする、こういうことでございます。つまり二十五年間

四分で貸し出すわけでございます。それは借りるか借りないかわからないもので、むしろ一般が借りるようなもの

を下げたらどうかというお話をございましたが、その通りにいたしております。三分五厘の資金といふものは、農業構造改善事業に必要な資金を広範な範囲で三分五厘で貸すようになつたので、むしろ一般的が借りるようなもの

を下げたらどうかといふお話をございましたが、その通りにいたしております。三分五厘の資金といふものは、農業構造改善事業に必要な資金を広範な範囲で三分五厘で貸すようになつたので、むしろ一般的が借りるようなもの

ためには農地法七条の所有制限の規定にひつかかるわけでございますが、七条一項の十号の「その他省令で定める小作地又は小作採草放牧地」という規定

もりかもしらぬが、そういうことは簡単にはいきないです。一体これは農地局としてはどういう考え方ですか。全くノーブロースでこの改正に賛成したように見えるが、一体どう考えておりま

すか。

○檜垣説明員 一部先生の御質問の中

で理解をよろいたしませんでしたのでございますが、私の理解の範囲の中でまずお答えを申し上げたいと思いま

す。

今回の新金融制度の発足に関連しまして、金融公庫が融資をいたします際に担保に徴しました農地が競売に付せられました場合、現在の法令のもとで

は公庫は農地法第三条の規定の制限を受けましてみずから競落人となつて農地を取得することができるのです。

そこで担保農地が競売に付せられた場合はどうであるとか、そういうう

うに考えておるわけでございます。

○芳賀委員 この点はたとえば農地信託事業の場合、当然農協に権利が移動する場合があるので、これはもう昨年

農地法の改正等においてこの点は法律の中でもそういう規定を明確にしておるわけですね。ですから今度の場合、やはり公庫は農地法第三条の規定の制限

する場合があるので、これはもう昨年

農地法の改正等においてこの点は法律の中でもそういう規定を明確にしておるわけですね。ですから今度の場合、やはり公庫は農地法第三条の規定の制限

も、われわれ農林省の中でも法律による改正を要するがあるいは命令規定の委議で十分であるかという点は慎重に検討をいたしまして、國もしくは都道府県のような公共団体が現在三条もしくは五条、七条等でかなり包括的な農地法の規制の排除を受けております。

非常に事例の違うケースでありまして、単に農地法上認められておりません。担保権の実行の際に、競落人となつて、みずから所有権を取得した農地について、その権利の取得及びその所有制限の排除とかいう点と、それから経済局長からも説明があつたと思いますが、公庫が農林大臣の直接監督下にある公的な政策金融機関であるという点から申しまして、農地法の基本的な理念に反する除外規定ではないかという判断をいたしまして、省令の規定に譲ることに方針を定めたのでござります。

○芳賀委員 どうもその点十分理解に苦しむのですが、その場合公庫が競落したまゝ、省令の規定に譲ることに方針を定めたのでござります。

○松岡(亮)政府委員 短期賃貸借で、みずから所有権を取得した農地について、その権利の取得及びその所有制限の排除とかいう点と、それから経済局長からも説明があつたと思いますが、公庫が農林大臣の直接監督下にある公的な政策金融機関であるという点から申しまして、農地法の基本的な理念に反する除外規定ではないかという判断をいたしまして、省令の規定に譲ることに方針を定めたのでござります。

○芳賀委員 もう少し詳しく……。それではまず第一点は信託に出すわけであります。農地の現存しておる地域の協同組合に信託に出す、それが第一点。それから使用貸借契約とか、あとは何ですか、自分で耕作するというのですか。

○松岡(亮)政府委員 現在でも土地取扱いを始めます。普通四十万円まで農業法人等が借りられるようになつておりますが、これは今回個人について引き上げましたのと同様に、さらに引き上げることを検討いたしたいと思いま

す。農地取得の場合、資金を必要とするという場合の貸し出し規定はどういうことになりますか。

○松岡(亮)政府委員 現在でも土地取扱いを始めます。普通四十万円まで農業法人等が借りられるようになつておりますが、これは今回個人について引き上げましたのと同様に、さらに引き上げることを検討いたしたいと思いま

す。農地取得の場合、資金を必要とするという場合の貸し出し規定はどういうことになりますか。

○松岡(亮)政府委員 非補助融資分は三千五百円のうち二千五百円の非補助単独事業ですから、そのうち何%程度が三分五厘とということになるか。

○松岡(亮)政府委員 非補助融資分は三千五百円のうち二千五百円の非補助単独事業ですから、そのうち何%程度が三分五厘とということになるか。

○松岡(亮)政府委員 これは融資対象として取り上げるわけでございまして、構造改善事業で経営近代化資金として計画に入れる場合は五割の補助がございますが、その補助金をほかの事業に振り当てる融資単独事業でトラクターあるいはトランクター、コンバイン等を入れたいという計画であれば、それは三分五厘の対象としてなり得る

性がありますね、その間に。

○松岡(亮)政府委員 経営近代化施設として補助事業でやる計画も立てられるのもございますが、しかし融資単独事業として補助事業は別な計画で使つて、融資単独事業で考えることもできるということです。

○芳賀委員 次に、畜産ですね。畜産の経営拡大資金ですか、これは計画の基準とか、どの程度の規模か。畜産の経営拡大ということであるが、言葉をかえれば、北海道の寒冷地資金が出たときのセット融資という道が開かれておるわけです。そういうセット融資とどういうようなことになつておるのですか。

○松岡(亮)政府委員 これは御指摘のように、セットで貸すという考え方でございまして、従来のような副業的な畜産ということから多頭飼育をやるということになつておるが、その内容とか基準、それから規模等についてはどううございます。

○芳賀委員 そういたしますと、これ

個に考へておるわけですね。

○松岡(亮)政府委員 さようござります。構造改善地区におきましては、三分五厘で同様の資金が借りられるわけござります。その他の地域では、畜産経営拡大資金をどこでも借りられるのであります。

○芳賀委員 まだいろいろあります。が、この際近代化資金の問題について二、三お尋ねして、私の質問を終わりたいと思います。

今回の改正は、近代化資金の資金源を從来は農協のいわゆる組合金融機関に依存しておったわけですが、今度の場合には、銀行関係の機関に依存する、そういう趣旨だと思います。いろいろ目的はあると思いますが、現行の制度のもとにおいて、一体協同組合系統の資金だけで近代化資金が末端において十分まかなうことができるないといふような事情が起きて、地方銀行等に依存する必要が出たのか、そういう点はどうなんですか。

○芳賀委員 金融の統計によると、昭和三十六年度の近代化資金の融資状況を見ると、大体近代化資金の融資総額の六〇%以上が農協の自まかない資金で調達されて、あとのほどんど残りの大半が信連から調達されておるといふことであつて、中金段階ではほとんど必要がないということになつておるようです。最近農村における組合金融に対する貯金の増加の傾向等から見た場合も、近代化資金に大体五百億円、三十八年度は五百二十億ですか、その程度の消化は、これは将来もだんだん伸びるのではないかと考へておりますので、貯貸率等もはつきり出ておりますので、貯貸率が高まつていくということは貸し出しをあまり今後伸ばせない、信用事業の健全性を維持するためには伸ばせないという限界にもぶつかり得ることになります。それでも私どもとしては必ずしも楽観はいたしておりますが、今後も若干これは伸び得るであろう、かように考えております。

○芳賀委員 貯貸率の関係について、これは地域によつては非常に違つてゐると思いますが、総合農協では貸し出さない場合があるということ、また逆に、農家としてはかなり銀行等と取引のある農家が相当預金しております。三十七年度ではそれは相当減つていい人に対しても、金額と合わせて、それだけの技術を十分備えている経験者であるということ、それから飼料の自給率につきましても、一定の率以上のえさの自給ができるることは、確実であるといふことは、系統資金と同様に考へてもよいと考えております。

○芳賀委員 そういたしますと、これ

は必ずしも構造改善計画の地域とは別に考へておるわけですね。

○芳賀委員 さようござります。構造改善地区におきましては、実はそう楽が、国や県の補助によって利子を下げますのは、これは三十六年度当時は必ずしもそうではなかつたのでありますけれども、漸次、近代化資金の貸し出し得る機会をつくる必要があるという方で検討いたしましたのでござりますけれども、その当時はまだ熟さないで、一応系統だけに限つておつたわけでありました。

ただとえば東北地方が六七・七%、九州が八二%といふことになつておる。ですからして、地域性といふものは非常によ異なるということはわかるわけですが、そういう時貸率の高い地域において、組合系統資金以外、たとえばその地域における地方銀行に期待を持つと、地域的にかなりアンバランスが出ておるわけであります。今御指法をつくる場合には、上級機関に対する検討いたしましたのでござりますけれども、そのことは、時貸率の高い地域ほど困難性が強いんじやないかと思うわけであります。そういうところに問題の困難性があるのではないかと考へておるわけですね。

○芳賀委員 私も今芳賀先生のおっしゃることをそうでないと申しあげましたように、上級機関に対する借入依存度が高まつてきているとか、あるいはその単協自体の貯金と併せて、地域的と農村的な地域においてかななり差が目立つておるわけでありました。そういう時貸率等もはつきり出ておりませんが、末端の農協に對しては農業地帯に貸し出したい意欲を持つておる例が多く、農協でいいますと時貸率の高い地域、つまり純農村地域に對しては農業地帯に貸し出したい意欲を持つておる例が多いように感ずるのであります。地銀等は昔から農業關係にも相当な縁故がありまして、そういう農業地帯でも、ほかの産業に対する貸し出しが比較的少なく、地方銀行としても農業地帯に對しては、その地域に適した程度の貸し出しをしたいと考へておられるよう見受けられるのであります。

○芳賀委員 この際参考になる点だと思いますが、全国の組合金融機関あるいは民間の銀行等を中心とした金融機関の農業あるいは林業、漁業等に対する貸し出しの状態を、大まかな点でいります。

○芳賀委員 この際参考になる点だと思いますが、全国の組合金融機関あるいは民間の銀行等を中心とした金融機関の農業あるいは林業、漁業等に対する貸し出しの状態を、大まかな点でいりますが、近代化だから、農業關係だけでいいですが、それぞれの金融機関の貸し出し残高のうちで、農業に対し

○松岡(亮)政府委員 これは日銀の統計あるいは農林中金などの調べによるのでございますが、地方銀行といわれている銀行から農業に対する貸し出しの割合——これは林業、漁業は別でございますが、全体の貸し出しの三・八%でございます。それから相互銀行が三・五%，信用金庫が二・八%。これは、全体の農業へ対する貸し出しの持つているウエートでございますが、そういうことでございます。

○芳賀委員 その内容は。

○松岡(亮)政府委員 組合系統は、農協が五三・一%，そういうことでございます。

○芳賀委員 私の資料の方が正確だと思いますが、局長の資料とだいぶ違うのです。たとえば、今近代化と関係のある点だけを申しますと、地方銀行に對しては貸し出し残高のうちの〇・八%程度が農業部面に對する貸し出しということになつておるわけです。相互銀行は一・五%，信用金庫が一・五%，こういう程度になつております。組合金融として問題となるのは、特に農林中金の場合ですが、中金の貸し出し残高のうち農業に對する貸し出し、いわゆる所属団体としての農業部面ですが、これがわずかに一・三・三%程度しかないということになるのですね。ですからこれを見ると、現在の農林中央金庫というものは、性格的に農業に対する貯金の吸収等はやつておるとしても、農業部面に對する貸し出し業務の比重というものは逐年農業あるいは林業、まあ漁業は相当ウエートが多いようですが、全体から見ると非常にわずかな比重しか示しておらんんじゃないかということにもなるわ

けです。これは二十七年三月末現在ですが、農林中金の農業に対する貸し出しは三百三十一億円程度です。林業に対する貸し出しは四十三億円、漁業に対する貸し出しは百十七億円で、農林漁業総計が八百五十一億円で、これは総体から見ると二・五・七%。ですから、あの約六三四%というものは、これは全部農業以外のいわゆる非所属団体方面的の資金へ流れているということになっておるわけですね。こういう点から見ると、今の農林漁業金融公庫の果たしていわゆる役割というものは、大体信連の農業に対する貸し出し額が、三十七年三月末で千七百四十二億円で、農林漁業公庫が千七百四十五億円、信連の総貸し出し額と公庫の貸し出し残高が同じじような数字ということになつておるわけですね。ですから、話がちょっとそれますが、こういうことから見ると、一休会後の農林金融の体系といふものはどうあるべきかということは、こういう占からやはり出発していくかなければならぬ問題が幾多あるんじやないかと思ひますが、そういう点については一体どうお考えになりますか。単に地方銀行に近代化資金の資金源を依存するといふようなそういう当面の問題ももちろんですが、こういう本質的な問題については検討をされておるわけですか。

ネスといいますか、そういう方面へ向けては、けられているのが相当量に上るわけですがあります。これが申すまでもなく農林漁業の生産物の加工、あるいは流通の合理化とか改善、あるいはおるでございます。それ 자체はむろいけないという性格のものでない、と考えておるわけございますが、そのほかに特に信連等におきまして、これは非常に短期の金で支払い準備と、いう性格のものでございますが、コール・ローンというような形で金が出ているというようなことにつけば、それがあまり激しくなることは好ましくない、できるだけそういうものは、系統の中で系統利用率を高める方向で運用してもらいたいということで絶えず指導をし、また貸し出しの限度を拡張するとか、そういう方向によって系統内部の利用に向けていく、こういうようにならしておるのでございます。

○芳賀委員 次に、金利の問題です。が、近代化資金の場合にも末端金利がどれだけかというのが非常に問題になります。そこで、最近における農協の末端における、たとえば近代化の対象になる資金の金利と、今回考えておる地方銀行の標準金利と、農協関係の金利水準、それから銀行あるいは相互銀行であるとか信用金庫の標準金利との比較は一体どうしたことになつておるか、その点についてお答え願いたい。

○松岡(売)政府委員 これは私どもの方で農家の資金動態調査で調べたのであります。が、大体今回の資金になるような性格の金の金利としましては、銀行が年々九・六%、相互銀行が一〇・

四%、信用金庫が一〇・五%、平均まして九・八%くらいだ。これは調査の結果によりますればそういうことになつております。

○芳賀委員 農協の関係はどうなんですか。それからそれを日歩に直しから、日歩と年利と両方言つてもらわねと……。

○松岡(亮)政府委員 今の金利を日歩に直しますと銀行が二錢六厘二毛、相互銀行が二錢八厘四毛、信用金庫が二錢八厘八毛、平均しまして二錢六厘八毛となつております。

農協は三十六年度であります、貸し出しの平均利廻りが一〇・二八%でござります。

○芳賀委員 日歩にしたら幾らになりますか。

○松岡(亮)政府委員 二錢八厘二毛であります。

○芳賀委員 そうすると農協の方が金利が地方銀行に比べて高いということになるわけですか。地方銀行は局長が言われたより現実はまだ低いのではないかですか。相互銀行にしてもあるいは信用金庫にしても現地の普通金利は二錢三厘ないし二錢四厘くらいが通常のレートとなっておりますが、そうなると農協の金利水準が非常に高く、銀行とか信用金庫、そういう機関の金利の方があつ村においてはむしろ低い。これらといえればやはり高いという感じがいたします。

○松岡(亮)政府委員 農協の貸し出し金利の方が、統計を全部調査しておるわけではございませんけれども、どちらかといえればやはり高いという感じがいたします。

それから相互銀行等の金利でございますが、これは詳しいことは大蔵省の

方からお聞き願つた方がいいかと思ひますが、この調査は農家が借りておるる金利でございます。小口の貸し出しでありますし、実質的な金利はやはりこの程度ではないかと思います。

○芳賀委員 やはり農協の金利と地方銀行等の金利が現実に相違しておるということは、農業政策上から見ても非常に問題があると思うのです。ですかねら、ここで十分議論するわけにいかぬが、やはり今後の農林金融、特に組合金融における金利の問題等については農林省として十分検討してもらわぬと、せつかく農民が系統を利用しても、裕福な農家は貯金なりするから貯金利子が高ければいいが、大半の農家はやはり近代化を進めるといろいろな点で借り入れに依存する度合いがどんどん高くなつておるのでから、そういう場合に農協金利が他に比較して非常に高いということになると、政策上から見ても非常に問題があると思います。

終わりに、今の近代化資金の運営は、たとえば年九分五厘以上の金利の場合にも、それを九分五厘とみなして三十六年度はそれに対し二分の利子補給で國と都道府県が二分の一ずつ、それが三十七年度には三分の補給といふことになつたわけですが、この経緯から申すと、近代化資金助成法が成立した場合、これは委員会の決議も附帯に五分で流れるようになりますといふことをこの農林委員会で約束したことがあるわけです。それから現在においでも九分五厘に対して三分の利子補給ということになれば、これは未端六分

五厘でしよう。まだこの点、六分五厘
ということになると、当時河野農林大臣が国会に約束したそういう約束が実現に至っていない。せっかく近代化資金助成法を改正するのであれば、地方銀行を加えるとともに実情必要であれば、それは別に反対するものではありませんが、むしろ金利を引き下げる努力というものが改正の中に出でてしまかるべきであつたと思いますが、それが全然出てきていない。

が、系統自体がやはり合理化をやつてできるだけ農家へ貸し出す金利を引き下げる努力をやつてもらうということが第一義である、かように考えておりますので、その方面につきましても大いに今後指導して参りたい、かように考えております。

合、そこから三分の補給ということになると、なれば五分になる。五分ではいけないというわけなんですね。五分五厘を下回った場合には国や県の補給を打ち切る、これじゃいかに努力しようとして、も、努力すれば国の利子補給を打ち切るということになるわけですからして、それよりも努力しない方がいいということになるのじやないですか。この辺がおかしいじやないですか。

国が利子補給をやっているわけだから、五分五厘以下に下がった場合補給を打ち切るなんというのは政策を徹底させる場合にも問題がある。五分になつたていいじゃないですか。

これは問題を指摘したわけですが、もう一つは、最近協同組合が行なう共済事業による積立金が相当の額に達しているわけですね。近代化資金制度の場合に、共済事業の積立金も近代化資

單によりましてあまり差が出ないようにして——そのほかにも県単の資金で、從来は相當いろいろなものが県の利子補給を受けて農村に貸し出されておりましたが、できるだけ近代化資金によりまして貸すということにするために近代化資金というものを創設したのでございます。そういうことも含めましてできるだけこの制度に吸収することにしておるわけでございますが、最近では県としては近代化資金の利子

それからもう一つ、今でも問題になっているのは、共同利用施設に対する近代化資金については七分五厘とどめであるでしょう。たとえば九分五厘に對して三分の補給があれば六分五厘になるのが至当ですが、共同利用の分についても、これは七分五厘で十分である、だからこの面については二分の補給しかしないわけですね、国が一分と、都道府県が一分と。こういう点もやはりこれは欠陥ですから、当然一律に、共同利用についても、三分の補給をするのであればそぞるるということにすべきであったと思いますが、この点については一体どうお考えになつてありますか。

○板岡(完)政府委員 これは個人が借り受けますする場合と共同利用施設であります場合、農協としては自己資金を借りる場合と、やはりそこには条件に若干の差が出るのはやむを得ないだろう、それが一分の差であるか、二分の差であるべきか、その辺は厳密なことは申し上げられませんが、農協の共同利用施設というものはやはり農協自身が相当工夫してやつてもらう性格のものではないか、そういうことで、従来ずっと共同利用施設につきましては長い間七分五厘という歴史を持つておるわけでございまして、これについてはまあ触れなかつた、こういうことでござります。

○芳賀委員 これはやはり触れる必要があるのでですよ。三分の補給をする場合は共同利用だけは二分でいいといふわけにはいかぬですね。もう一つは、三分の利子補給をやる場合、五分五厘を下回るようなことになつた場合は打ち切るということになつておるでしょう。だから、たとえば末端組合金融等を通じて原資の金利コストを下げて八分なら八分とへうことにこしを湯

独り利子補給をする場合は、これはそういうことは別問題といたしております。しかし、系統自体で原資のコストを引き下げていくことは望ましいことで、國から利子補給を受けていながらコストを引き下げるることは損だ、こういう考え方方は私たちちはちょっと賛成いたしかねるのでござります。できるだけ系統自体は本来利下げの努力をして、盛んに自主性ということを主張しておるわけでございますが、自的な努力をやつてみづから金利を下げる、國の利子補給などは受けないというくらいの意欲を持つてやってもらいたいと私どもは考えておりますが、現実にはそうは参りませんので、利子補給をやることになつておるわけでございますけれども、われわれとしてもできるだけ利下げの努力はいたしたいと思いますが、考え方としては、系統も下げるようにしてもらい、國としてもできるだけそれを応援する、こういう態勢で持つて参りたいと考えております。

金の資金源に充てているということはもうどうでもいい。各都道府県が資金を農村に還元しておられるわけです。そういう場合は同一条件で、資金貸し出しをやる場合、還元する場合は大体府県が同率の金利等で貸し出しをすべきだと思いますが、私どもの承知している範囲では七分の県もあるし、高いところは八分の道府県もある。こういうでここになつて、いざなうに、同じ根柢は共済事業による積立金ですかからして、これを農村に還元するという場合は統一的な金利水準でこれが流れるというふうに当然農林省としても指導すべきでないか。七分、七分五厘、八分というふうに、こういうよううに都道府県で三様に分かれている。こういう点は御承知ないですか。

○松岡(亮)政府委員 共済の責任準備金が相当蓄積されておりますので、実は近代化資金はそれを相当中てにしておったわけでございまして、共済の責任準備金を一元的に農村へ還元するということも含めまして近代化資金ということを考えたつけでござります。県

補給に加えて県単でやるというようなことに変わつて参つております。その結果として相当低利な金が出ておりますが、この場合には必ずしも五分五厘ということにとらわれていらないわけでございます。

○松岡(亮)政府委員 共済事業の各種の共済の条件等は、農林省の認可を受けてできるだけ統一的に定めておるわけでございます。ただそれが、県によっては共済保険が多いとか少ないとかいうその辺に差があるのではないか、その結果としてコストが違つくるということもあるかと思ひますが、それはやはり県の実情によつて若干の差が出るのはやむを得ないよう思ひますが、今御指摘の点もござりますので、十分検討させていただきたいと思ひます。

○長谷川委員長 これにて一時休憩し、本会議終了後連合審査会を開きま

す。

午後零時三十五分休憩

午後六時開議

○長谷川委員長 休憩前に引き続き農林水産委員会大蔵委員会連合審査会を開会いたします。

質疑を続行いたします。堀昌雄君。

○堀委員 林大臣に、時間が十分ないようですから、初めにお伺いをいたします。

このたび提案をされております農業

近代理貸金取引法の一部改正について
は、これまでの系統金融のワクを広げて
て、一般的な金融機関よりの借り入れ
の道を開くということになつておりま
すが、これは一体いつから実施をされ
るのか承つておきたいと思います。

○重政国務大臣 三十八年度から実施
するつもりでおるわけであります。

○堀委員 この中に地方銀行その他一
般の政令その他で定められると思いま
すが、現在考えられておる政令で定め
ようとする対象はどういうものでござ
いましょうか。

○重政国務大臣 銀行それから信用金
庫、相互銀行というようなものであり
ます。

○堀委員 この農業近代化資金が与え
られる場合は、期間的には大体どのく
らいを目途にしておられるわけであり
ますか。

○松岡(亮)政府委員 これはいろいろ
ございますが、大体七、八年から十二
年、ものによつては十五年というよう
なものもございます。

○堀委員 大体八年以上十五年と確認
をいたしてよろしいですね。

○松岡(亮)政府委員 家畜等が七、八
年、農機具等についてはそれより幾ら
か短いものもございますが、大体平均
しまして七、八年から十年ぐらい、こ
うお考へいただけばいいと思います。

○堀委員 銀行局長にお伺いをいたし
ます。

この前、法人税に関連をして企業年
金信託の問題をやつたときに、たしか
銀行局長はこういう答弁をしておられ
たと思います。大体銀行局としては長
期、短期の金融の目途を分けていた
い、そこで銀行については短期資金の

わたるところの資金があるではないか
という質問をいたしましたけれども、
あなたはそのときは五年をこえるも
のではないのだというのがそのときの答
弁だったと私は記憶いたしております。
大蔵省のこれまでの指導方針によ
れば、あなたのこれまでの考え方で
は、少なくとも今後の方向としては銀
行については短期金融の方向をとると
いうのが、これまでのあなたの私に対
する答弁でありましたが、今回近代化
資金助成法が出たら、あなた方は地方
銀行については八年以上十二年までの
長期金融を認めるという原則に変わつ
たのですか。そうすれば、これは單に
農業に対する近代化資金の問題ではな
く、日本の金融制度全体の問題とし
て、今後は地方銀行、相互銀行、信用金
庫も含めて八年以上十二年にわたる長
期の金融をやらせるということになっ
たのかどうか。この点はこれまでの大
蔵省のあなたの方針と、今回の農業
近代化資金助成法の問題とは完全に食
い違うわけですから、この点を一つ明
らかにしていただきたいと思います。

申しますと、やはり五年程度のものと
いうのが適当であろうかと思うわけで
ございまして、これは今五年のもので
ござります。そういう資金の長さから
資金量がだんだんふえて参りますと、
その底積みになるものがあり得るわけ
でございまして、借りかえ等の事情を
考えますと、それ以上のものも考えら
れる段階でござります。銀行の中で都
市銀行と地方銀行につきましてはニユ
アンスが若干異なつておりますと、都
市銀行は主として興・長銀に対する一
般金融機関として考えられるわけでござ
いますが、地方銀行となりますと、
地元の中企業あるいは地元産業とい
うものがございまして、その区別を
はつきりとやるということはなかなか
むずかしい。制度の問題でござります
ので、たとえば興・長銀について全然
短期の金融をやらせないかと申します
と、これは一般の短期も余裕のある限
りやつておるわけでござります。そう
いう意味で、逆に短期の金融機関につ
きましても、ごく少い部面において
は長期は全然やつていけないというわ
けにはいかない。たとえば造船の金融
について協調融資をやるとかいうこと
になりますと、これも開銀の協調とい
うことで国策に協力してもらうという
ような意味で今度七年というような期
限がきめられるというようなことでござ
いまして、個々的に政策に協力して
いただくというような面におきまして
は若干の例外があつてもいい。しかし
全体の制度の体系といったしましては、
長期と短期というものをまず区別をす

るという建前で、かゝる都市銀行と地方銀行とを区別いたしましたと、地方銀行としてのまた特色がございまして、若干長いものが入つてもこれは実際問題としてやむを得ない。そこをはつきり何年以上はやつていけない、何年以下はやつていけない、こういうことで割り切るべき筋のものではない、こういうように考えておるわけでございます。

○堀委員 大臣がお帰りになりますから、それでは大臣に先に肝心なことだけ伺いますが、実は私今の近代化資金の問題はちょっとあります、残しておいて、今度の農林漁業金融公庫法の一部改正法律によつて金利なり貸付期間を間なりが延長されたことは、少なくともこれまでに比べて前進だと私は思います。ただ一体皆さん方は何を目途にしてこういう金利を下げ、貸付期間を延長し、それから貸付限度額を設けられたのか、私率直に言つて全然わからぬのです。そのことは大体農業問題というの非常に生産性の低いものでありますから、これはもう過去における国民所得統計を見れば明らかなようないいです。そのことは大体農業問題として今度は農業自体の資産の状態を調べてみると、農家は実際あまり資産がないのですね。負債も割に少ないけれども、資産もない。そこで資産もない者が大量の資金を借り入れして、そうしてたとい長期であらうとも、その間利子を払つて、それが生産に結びつくまでには、果樹であれ、畜産であれ、何であれ、実は投資をしてから生産が起るまでの懷孕期間といふものは非常に長いわけです。大体工業製品なんかは三年もたてば生産に結びつ

くけれども、農業生産品については、桃クリ三年カキ八年と申しますが、八年ぐらいい先にならなければだめなんじやないかという感じがいたします。そこで、皆さん方がこういう限度額をつくり、貸付期間をつくり、こういう金利を置いて、そうして今の生産性ではたして見合うと考えておられるのかどうか。要するに生産性が出てきた分の利潤で、先にいえば何とかそれは見合う格好にいくのでしようが、その生産性の上がらない部分に対しては、その他の農家所得をここへ持ってきて利子を払うということになるわけですね。この今のこういう数が出てきたものは、これで農家がそういう生産が始まらない間は一体どうなるのか、あなたのお考えをちょっとと聞きました。

○重政国務大臣 今のお話は、主として果樹園の造成、植栽の場合のお話のよう

に、ある一定年間といふものはその

結果を得ることはできません。従つて、その間は利子も下げる、それから据置期間といふことにいたしておるのであります。これは先年來行なつてお

ります。これは今までかりにほかの

近代化資金におきましては、そこ

の育成中の間にに対する措置がたしか抜けておったと思うのであります。そこで、今はその結果を得るまでの間もやはり考えて措置をいたしておるわけ

あります。そうすると、あなたの方の考え方と、あの方の考え方とが、たつたの〇・五%しか差がないという

ことですか。

○堀委員 今生産のない間の据置期間について配慮したとおっしゃいます

が、たつたの〇・五%配慮したわけですね。そうすると、あなたの方の考え方と、あの方の考え方とが、たつたの〇・五%しか差がないとい

うのは、それで、据置期間は償還期より五厘低いわ

けでございますが、そういう金利を設

くけれども、農業生産品については、桃クリ三年カキ八年と申しますが、八年ぐらいい先にならなければだめなんじやないかという感じがいたします。そこで、皆さん方がこういう限度額をつくり、貸付期間をつくり、こういう金利を置いて、そうして今の生産性ではたして見合うと考えておられるのかどうか。要するに生産性が出てきた分の利潤で、先にいえば何とかそれは見合う格好にいくのでしようが、その生産性の上がらない部分に対しては、その他の農家所得をここへ持ってきて利子を払うということになるわけですね。この今のこういう数が出てきたものは、これで農家がそういう生産が始まらない間は一体どうなるのか、あなたのお考えをちょっとと聞きました。

○重政国務大臣 今のお話は、主として

果樹園の造成、植栽の場合のお話の

よう

に、ある一定年間といふものはその

結果を得ることはできません。従つて、その間は利子も下げる、それから据

置期間といふことにいたしておるのであります。これは先年來行なつてお

ります。これは今までかりにほかの

近代化資金におきましては、そこ

の育成中の間にに対する措置がたしか抜

けておったと思うのであります。そ

こで、今はその結果を得るまでの間も

やはり考えて措置をいたしておるわけ

あります。そうすると、あなたの方の

考え方と、あの方の考え方とが、たつたの〇・五%しか差がないとい

うのは、それで、据置期間は償還期より五厘低いわ

けでございますが、そういう金利を設

けたのでござります。

○堀委員 五厘低いというのははどうい

う意味ですか。私がここで言いたいこ

とは、あなたの方の考え方从根本上間違つておるということです。要するに、借金をして、生産が出てこない間

に、金利をとるということはその他の所

得の中から払わせるということです。

他の所得が今農家は小さいのでしょ

う、はつきり言おうならば。その他の所

得が十分にあればいいけれども、その

所得が今農家は小さいのでしょ

う。その小さい所得の中で借り入れを

たくさんしたいわけです。たくさんし

たいけれども、たくさんしたらこち

ら、もうそれでなくたって暮らしの苦

しい人間はともかく七年も八年も耐え

生活をやらなければならぬということ

になるから、私がきょうここで特に両

方一緒にしてやつていただきたいと

思つたことは、ともかくこの問題につ

いて一体どっちの側からものを見てい

るかということをきょうは一回はつき

りさせたいのです。農林省は少なくとも農家の側に立つてものを見る立場だ

らうと思う。大蔵省を初めとしてその

方ほどどちらかといふと貸す側の立場か

らものを見る。金利といふのは両方の

面から出てくるものだと私は思うので

す。私は、金利といふものは総計で払

うのだから、やはり構造改善の計画を立ててそれに従つて金融するのであり

ますから、そういう金利も払えないよ

う無理な計画は初めから承認いたし

ません。

○堀委員 そうすると、あなたは、要す

は貸さぬ。今のあなたの発言は重大で

すよ。金利が払えるという条件は、一

体どういうところで金利が払えるので

ですか。今あなたの方では、ここで、果

樹園經營資金として二百五十万円の限

度を見ておるわけですから、二百

五十万円の限度で年に五・五%とした

ら、一体金利は幾らでしょうか、言つ

てごらんなさい。

○松岡(亮)政府委員 十二、三万円に

つきまして申し上げますが、今の御質問に

果樹園だけの經營というはほとんど

ない。それで經營としては一体として

収益を生んでおるのでございますが、

たとえば土地改良を行ないます場合

に、土地改良資金につきましては、そ

の成果を上げるためにかなりの期間が

あるのでござります。その期間におき

ましても、従来金利を払つておる、こ

ういうことでございまして、必ずしも

果樹園經營資金のみについてそういう

ことになつておるというわけではない

わけでござります。

○重政国務大臣 二百五十五万円は限度

であります。二百五十五万円の融通を受

けて、それだけの果樹園を經營するも

のは、その据置期間の金利ぐらいは払

えるものでなければやらぬということ

です。

○堀委員 そうすると、あなたの方の考

えは、大きなものには金を貸してやる

けれども、これから今の米だけやつて

おる人があなたの方の農業基本法で近代

化をし、選択的拡大をしようと思つて

も、それはできぬということですよ。

ちょっと言ひますが、あなたは一体三

十六年の全国平均で農業所得が幾らか

いるものが金利を払わぬようなものに

御存じですか。農外所得を別として、

今平均農家一戸当たり幾らですか。

○重政國務大臣 たしか十万円足らずだと思います。それは平均でありますから、(「一人だぜ」と呼ぶ者あり)一人です。一戸にすれば二十万円ぐらいになるのです。でありますから、これはそういうことをいろいろ抽象的に言つてもしようがないのですが、大体二百五十万円を借りて果樹園を造成し

ようというようなものは、それはある程度の収入もあり、土地もある、経営の才能もあるというようなものでなければ、これはなかなかそう簡単ではないと思うのです。それは限度でありますから、それより少ない百万円とか五十万円というようなものは相互にみなあります。

○堀委員 あなたは今平均だとおっしゃいましたけれども、「二十万円でもいいですよ。一体平均というのは、全体の農家の何%に当たるかあなたは御存じですか。全体の分布の中で、十万円ぐらいから、ずっと五十万円、六十万円とあるでしょう。平均値が二十万円と出たら、その平均値から下に、一体全農家の何%あると 思いますか。どうです。

○松岡(亮)政府委員 これは二十万円前後の幅で中庸をとりますと、相当な数がござります。

○堀委員 相当な数じゃダメだ、はつきりしなければ。

○松岡(亮)政府委員 今、正確に申し上げられませんが、大体四、五割は二十万円前後の所得があるかと思いま

す。

○堀委員 私はきょうは分布のところは資料がわからないから調べてないけ

れども、大体統計学的に言うと、平均

値といふのは、分布の山よりは常に高いところに出るので。だからそういう一般的な統計の原則からすれば、六〇%ぐらいが大体二十万円以下になつてやうのです。そして今、金を借りる場合に、果樹にせよ何にせよ、あなたの方の多頭飼育で乳牛の問題を言つておられるけれども、一頭やそこらふやしたのじやだめだということをあなた方はものの考え方の中では言つておなきながら、そして金を借りる能力のないものは貸さないのでだといふような言い方をするならば、これは過ぎとして問題が進まないのですよ、実際の問題として見るならば、そこで限度額はなるほど限度でしよう。限度だけれども、その限度といふものが、一体どれだけの農民に適用されるかという問題を考えたときに、あなたの言い方からしたら、農家所得が年に二十万円のものが十二万円一体払えますか。率直に言つてならば、五万円たつて問題があると思うのですよ。そういうようなことで、あなた方の基本的な考え方は、大きのには金を貸してやろう。要するに利子の負担能力のあるものには金を貸してやるということは、大きい今の平均の中でいえば、一割か二割のものはなるほどこれらの金を借りてやれるでしょう。私が特にこれを申し上げておるのは、こういう事例があるのであります。私の選挙区の淡路島で、貧しい農家に対して、今東京都知事選挙をやつておる阪本さんが、一つ果樹園をつく

りなさい、県から金を貸してやると言つたわけですよ。そうしてこの人たちに、ミカンが実るときに私は見にきますといつて、八年ほど前にやつたわ

けです。それから実るとき見にきた

ら、富農が全部取り上げちやつているわけだ。その間には、貧農の諸君が県のありますから、言いかえてみれば、こういうことになるのではないで

から金を借りて、しかし利子を払わなければいかぬというようなことで、そちやうのです。そこで金を借りる場合には貸さないので、一生懸命苦労をしてやつたけれども、とうとう

持ち切れない。そしてそれは金のあるよう

やつが、いよいよ実るころになってば

なんとみな取り上げて、成果は全部金が

あるものが持つていているという事

例があるので。日本の農民の現状は、

そういうものだと思うのです。そい

う実態をあなた方が踏まえておらない

で、ともかく何なく五%、五・五%で

〇・五%安くしたら、据置期間があるか

らいいじゃないか。そんなものじゃな

いと私は思うのですよ、今の日本の農

民の状態というものは、だから私が

言つておることは、この問題はなるほ

どそれは私がゼロにしろと言つても、

ゼロになりにくいかもしれないけれど

も、たといこれを一%でも一%でも下

げて、しかし生産がふえできたら、八%

でも一〇%でもとればいいのです。払

えるようになつてからとてやるとい

うことが、あなた方の態度ではない

か。金融政策としては問題が別ですか。

○堀委員 それではあなたは私の言

ううな方向でやる意思はないわけです

か。私の言つておることは、非常に簡単

なことですよ。生産があえるようにな

ります。

○堀委員 それはさつきのあなたのお

話と違う。あなたは要するにそれだけ

の利子が払えないものには貸さないと

はつきりと言つた。それで今度は利子

が払えなければまた借金して払えばい

い。おかしいじゃないですか。さつき

のあれば取り消しますか。あなたは利

子を払えないものは貸さないとはつき

り言つた。

○重政國務大臣 そういうのは言葉の

が払えるものでなければ金を貸さぬと

言つたということは、これは重大な発

言だと思います。どうですか、いいん

ですか。

○重政國務大臣 今のお話のあれは、

最初に貸しただけで、その途中にミカ

ンならミカンが実るまでの間はほうつ

かばら収入の非常に少ないものに二百

五十万円も、そういうように公庫が貸

すかといえば、私はむずかしいと思

う。それはある程度の収入も必要であ

る、かといって、それでは利子を非常

に無理をして払わなければ払えない

ようなものには貸さないかといえば、

それはそういうわけでもないと私は思

うのであります。これは今申し上げますように、初めての資本投下、それから成育中の金融もいたします。この運用によって御心配をいただいておるよ

うな点は緩和ができるのではないかと

思ひます。問題は、すべてい

つかなる条件のものでも二百五十万円ず

つみな貸せといつても、これは乱暴な

話だと思う。ありますから、問題は

やはりその具体的な状態々々に応じま

して、計画に応じまして、果樹園の造

成の規模もきまつて参る、従つて、金

融もそれに相伴うてやっていく、こう

思うのです。それは厳格にはつきりそ

をずっとしていつて、それが実るよう

になつて大部分のものは払っていく、そ

は借金をしておいて、かりに利子を借

金で払うとして考えれば、その間借金

をずつとしていつて、それが実るよう

になつて大部分のものは払つていく、そ

は借金をしておいて、かりに利子を借

金で払うとして考えれば、その間借金

をずつとしていつて、それが実るよう

になつて大部分のものは払つていく、そ

は借金をしておいて、かりに利子を借

金で払うとして考えれば、その間借金

をずつとしていつて、それが実るよう

になつて大部分のものは払つていく、そ

は借金をしておいて、かりに利子を借

金で払うとして考えれば、その間借金

をずつとしていつて、それが実るよう

になつて大部分のものは払つていく、そ

は借金をしておいて、かりに利子を借

金で払うとして考えれば、その間借金

をずつとしていつて、それが実るよう

わけだから、そのときに払いなさいと
いうことは農林大臣としての当然のお
考えだと思います。それをするかしないか
とか、それをはつきり答えて下さい。
○重政国務大臣 これはそれにこした
ことはないのですから十分検討いたし
ます。私の一存ではなかなか御承知の
通り微力でできないことがありますか
ら、これは検討いたしまして……。
○堀委員 農林漁業金融公庫の方にお
伺いをいたしましたが、今のは、公庫
というのもなかなかそろばん高くて、
そろばんが置かれないといお金は貸さぬ
ということのようですが、ちょっと伺
いますが、一体二百五十万の金を貸す
のに必要にして最低の条件というもの
はどういう条件か、教えてもらいたいと
思うのです。

その所要の金の貸付をするということをやつておりますので、私どもしては一律にこういう金額の場合にはこの程度の基準ということは持つておりますので、具体的なケースに感じまして、その方の御希望なり信用状況などを拝見いたしまして決定いたします。こういうことにいたしておる次第でござりますので、これは果樹だけの問題ではございませんで、その他的一般的な金融の場合についても同様でございます。まして、ケース・バイ・ケースで調査をいたしまして、入り用な金を貸し付ける、こういうことでやつておるようなわけでござります。もつとも私どもにおきましても、業務方法書なり融資要綱がありますから、貸付対象としてこの程度のものである、あるいは貸付金額は一件当たりこの程度のものであるというこまかい規定はござりますけれども、あくまでもこれは抽象的な規定でございまして、具体的に当てはめます場合には、ただいま言つたような事情によつて貸付をするということになつておる次第でございます。

いで何%ぐらいだということを言つていただいていいですが、これは私は非常に少額だと思う。今の議論では、限界には、限度額を幾らかもらましたって、實際にはそんな税金力のある農家は幾らもないのですから、あなた方は貸すぞ貸すぞと言ふけれども、實際は借りられもしないものを貸すぞ貸すぞというやり方ではないものは、私は農民を欺くものだと思います。一ぺんそれを具体的にお答えいただきたい。

○堀委員 わかりました。それは近代化資金と公庫の資金とは性質が違いますから、過去には個人には貸してなかつたわけだから、それはよろしいですけれども、予想として、それじゃ大体どの程度にこういう借り方が起こるのか。一件当たりの平均として、あなたの方頭の中では一体どのくらいと考えていますか。今の個人の農業構造改善事業推進資金とか、あるいは果樹・畜産の経営資金の二百五十万円、みな限度ですが、大体どちらに目安を置いているのですか。

なるのではないか。これは一つの見込みにすぎませんが、そう考えております。
○堀委員 そうすると百五十万円というかなりの金利になるわけですが、さつきのお話で、農林漁業の方はケース・バイ・ケースだ。そうなればこそでは議論にならないわけですね。そもそも、一体これだけの金利を今百五十万円について払うということになれば、かなりの負担があるわけですね。そうすると私はこういうものの借りられる農家の数というものが非常に限定をされてくると思うのですよ。これは今までの方がケース・バイ・ケースで判断をするにしても、貸し得る農業の規模というもの、何か頭の中でイメージがあるのでしようね。何にもなしじゃないでしよう。何かどこかに線がなければ、ケース・バイ・ケースでやるといつたって、全部並べておいて上からパルク・ラインでも引くというなら話がわかりますけれども、一体どういうことでやるかについては一応私は基準があるだらうと思うのですがね。たとえば、それは形式はいいですよ、要するに農家所得として一休どのくらい所得があればいいとか、農家所得のあり方については乳牛を飼っている人もあるでしょう。たんばを一町五反持つていふ人もあるでしよう。その形式は私は問いませんけれども、所得の額で見てどのくらいからがこういう平均百五十万の公庫の金が借りられる基準線になると、大体の大まかなところでいいですから、所得ラインで言ってもらいたい。

方から申し上げますが、最も単純なものとして土地取得資金がございます。土地取得資金の場合におきましては、中庸規模の農家におきまして大体八十万円ぐらいの借り入れをいたしまして、それでこれは土地取得資金でござりますから畜産なんかと償還能力が違つて参りますけれども、農家の平均的な経済余剰を全部利子の支払い等償還に振り向けなくともやつていけるという程度で考えておるのでございます。

○堀委員 だからそれに振り向かれるといふのは一体どのくらいの農家所得なのかということを聞いているわけですよ。八十万と今おっしゃったでしょ。八十万で五・五%といふことは、年に四万四千円ですよ。そうすると四万四千円——しかし二十万円くらいの年間所得ですから、その中に四万四千円が振り向かれるはずはないですよ。そうすると、あなたは常識的に考えて農家所得として一体幾らであれば、余剩じゃないけれども四万四千円振り向かれると思うのか、その農家所得としてのボーダー・ラインを聞いているわけです。

○松岡(亮)政府委員 三十五年の調査によますね。ちょうど間違いました。○堀委員 三十六年でござります。ちょうど四十万円以上ある農家世帯というのは今一体幾らあるのですか。三十六年ベースでいい。全体の何%ですか。

○松岡(亮)政府委員 ちょっと今手元に資料がございませんが、これは半分近くのものはあると思っております。

○堀委員 間違いないですか。農家所得です。農外所得なしに農家所得で四十万円のものが三十六年ベースで半分ありますか。間違たら承知しないですよ。平均が二十万円でそんなにあはるはずないじゃないですか。

○松岡(亮)政府委員 手元に正確な資料がございませんが、農家所得で申上げますと、三反未満でもそのくらいの所得をあげておるのが相当ござります。

○堀委員 私は農家所得でものを言つていいない。農業所得で言つてるのでございます。要するに、ほかで勤労所得で働いてきたものをそこへ入れるなんという前提でそんなものを考えるのはおかしいと私は思うのです。これは農業所得の中でも議論すべきことで、他の所得と合わせて議論をするというのなら、それはいかようにでも問題の解決の方

ります。

○堀委員 六万円はわかつたけれども、その六万円というもの土台になる所得です。

○松岡(亮)政府委員 大体年間の農家所得が四十万円くらいであったと思ひます。

○堀委員 それは三十五年ベースの話ですね。

○松岡(亮)政府委員 三十六年でござります。ちょうど四十万一千三百三十九円になります。ちょうど四十万円以上ある農家世帯というのは今一体幾らあるのですか。

○松岡(亮)政府委員 ちょっと今手元に資料がございませんが、これは半分近くのものはあると思っております。

○堀委員 間違いないですか。農家所得です。農外所得なしに農家所得で四十万円から上の人がだけが農業構造改革事業推進資金が借りられる。この人たちだけが安い金利で土地を所得して、さらに大きくなることができる、その下の方には貸してもらえない、だからこれはますます零細化する、こういうことです。

○松岡(亮)政府委員 先ほど申し上げましたように、限度額の範囲内で、それぞの農家としましては、やはり自分が現実的に農家は七割近くが兼業農家でございます。それでその兼業のうちにも、農業に密着した兼業が相当あるわけでございます。それをして分けて申し上げれば、二十万の農業所得の農家層といふものは大体四十万ぐらいの農家所得になるのではないか、かようて考えて申し上げたのであります。

○堀委員 それは一体いつの話でしょうね。今度は農家所得ですよ。農家所得四十万が全体の半分あるというのは年度でいいですか。私は今ここに「農家経済調査報告」三十五年度しかないけれども一ぺん見てみますが、それはいつですか。

○松岡(亮)政府委員 先ほど申し上げましたように、三十六年で申し上げております。私、手元に資料を持たずに

法が出てくるので、そうではなくて、ともかく今の農家所得の内訳の分析をしてみれば、非常に農家所得全体の上がっている地域はどこかといえば、兼業農家があるところ、要するに農外所得として、今のところは上がっているのであります。

○堀委員 昭和三十五年度の「農家経済調査報告」によると、農家所得はなつていますね。そうすると今話で得の全国平均が二十万円とあなたは言つたでしよう。そうしたらその農業所得として、今の八十万円がペイできるのは幾らなのかと聞いているんだから、四十万なんというのはあり得るはずはない。半分も四十万があった日に四十万円から上の人がだけが農業構造改革事業推進資金が借りられる。この人たちはそれが安い金利で土地を所得して、さらに大きくなることができる、その下の方には貸してもらえない、だからこれはますます零細化する、こういうことです。

○松岡(亮)政府委員 先ほど申し上げましたように、限度額の範囲内で、それぞの農家としましては、やはり自分が現実的に農家は七割近くが兼業農家でございます。それでその兼業のうちにも、農業に密着した兼業が相当あるわけでございます。それをして分けて申し上げれば、二十万の農業所得の農家層といふものは大体四十万ぐらいの農家所得になるのではないか、かようて考えて申し上げたのであります。

○堀委員 それは一体いつの話でしょうね。今度は農家所得ですよ。農家所得四十万が全体の半分あるというのは年度でいいですか。私は今ここに「農家経済調査報告」三十五年度しかないけれども一ぺん見てみますが、それはいつですか。

○松岡(亮)政府委員 先ほど申し上げましたように、三十六年で申し上げております。私、手元に資料を持たずに

申し上げておりますが、三十六年くらいのところははうんと上の方にいってしまって、平均値二十七万ですから、ごくわずかしかない。北九州にいくと三十六万四千円、東北は割合よくて四十三万五千円、平均値より少しいい。ともかく南へいけばだめなんです。ほとんど借りられないといふことになる。

そこで私はそういう考え方を静かに聞いていますと、やはり高いところに土盛りをして、低いところには手をつけないということになるとと思う。しかしながら私が言つているのは、農業所得でものを言つておるわけです。農業所得として、今の八十万円がペイできるのはそういうものじやないんじやないかと思つていたわけです。制度金融であります。それはそういうものじやないんじやないか借りられないということは明らかですね。どうでしよう。要するに農民の四十万円から上の人がだけが農業構造改革事業推進資金が借りられる。この人たちだけが安い金利で土地を所得して、さらに大きくなることができる、その下の方には貸してもらえない、だからこれはますます零細化する、こういうことです。

○松岡(亮)政府委員 先ほど申し上げましたように、限度額の範囲内で、それぞの農家としましては、やはり自分が現実的に農家は七割近くが兼業農家でございます。それでその兼業のうちにも、農業に密着した兼業が相当あるわけでございます。それをして分けて申し上げれば、二十万の農業所得の農家層といふものは大体四十万ぐらいの農家所得になるのではないか、かようて考えて申し上げたのであります。

○堀委員 それは一体いつの話でしょうね。今度は農家所得ですよ。農家所得四十万が全体の半分あるというのは年度でいいですか。私は今ここに「農家経済調査報告」三十五年度しかないけれども一ぺん見てみますが、それはいつですか。

○松岡(亮)政府委員 先ほど申し上げましたように、三十六年で申し上げております。私、手元に資料を持たずに

申し上げておりますが、三十六年くらいのところははうんと上の方にいってしまって、平均値二十七万ですから、ごくわずかしかない。北九州にいくと三十六万四千円、東北は割合よくて四十三万五千円、平均値より少しいい。ともかく南へいけばだめなんです。ほとんど借りられないといふことになる。

そこで私はそういう考え方を静かに聞いていますと、やはり高いところに土盛りをして、低いところには手をつけないということになるとと思う。しかしながら私が言つているのは、農業所得でものを言つておるわけです。農業所得として、今の八十万円がペイできるのはそういうものじやないんじやないか借りられないということは明らかですね。どうでしよう。要するに農民の四十万円から上の人がだけが農業構造改革事業推進資金が借りられる。この人たちだけが安い金利で土地を所得して、さらに大きくなることができる、その下の方には貸してもらえない、だからこれはますます零細化する、こういうことです。

○松岡(亮)政府委員 先ほど申し上げましたように、限度額の範囲内で、それぞの農家としましては、やはり自分が現実的に農家は七割近くが兼業農家でございます。それでその兼業のうちにも、農業に密着した兼業が相当あるわけでございます。それをして分けて申し上げれば、二十万の農業所得の農家層といふものは大体四十万ぐらいの農家所得になるのではないか、かようて考えて申し上げたのであります。

○堀委員 それは一体いつの話でしょうね。今度は農家所得ですよ。農家所得四十万が全体の半分あるというのは年度でいいですか。私は今ここに「農家経済調査報告」三十五年度しかないけれども一ぺん見てみますが、それはいつですか。

○松岡(亮)政府委員 先ほど申し上げましたように、三十六年で申し上げております。私、手元に資料を持たずに

もうちょっとちやかちやか聞きたいのだけれども、津島さんだから遠慮しておきますが、どうも農林省のかまえはそういうことでもう少しきちんとしてもらわないと困る。

その次に、時間がありませんから簡単にやめますが、一体こういうことをお出しになつたときに、あなた方何か理論計算を一つしておられますか。たとえば限度額でものを見ましょう。果樹をさつきから言つておりますから、果樹にしましようか。二百五十万円の投資をして果樹園をやりますね。そうしてこれは二十五年になつておりますけれども、据置期間は十年くらいですか、ちょっとよくわからないのです。が、十年くらいだとあっても、そうしたものは据置が五分五厘で償還が六分で、こういうふうなものがペイをする方ですね、こうしたことについて理論的な計算か何かされております。

○松岡(亮)政府委員 今御質問の点

は、非常にむずかしいことございま

す。特に果樹園のように十年もたつて

から結果する、収入がある、しかもそ

の最盛期に入るのは二十年後だとい

うに、なるほど二十年先の果実の価格

は幾らになるかわからないでしよう。

借りる人は氣の毒だと思うのです。

だつて、さつきあなたがおっしゃるよ

うに、なるほど二十年先の果実の価格

は幾らになるかわからないでしよう。

わからぬでしようけれども、そこへ

いつらもすぐ安くなるかもしれない

ないなんということで、金を借りて十

年も二十年もやつてみた結果、苦しい

間はともかく農外所得の労働所得を植

え込み、またさらに借金を払うため

に、利子を払うために金を借りて、ま

さに高利貸しから金を借りているよう

な借り方をしてきて、行く先は未確

定でわからないのだ、まさにすべて

の責任は農家のあなたが負うのです

よ——それはそうでしようけれども、

もう少し私はこれだけの長期の資金を

貸してものを処理するとするならば、

計算は試算としてはいたしております

が、しかしそれでわれわれがペイ

すよといわざるを得ないのじゃないか

なかなか実際問題として困難でござい

ます。ことに果樹につきましては、生

産費の調査も十分行なわれております

んし、そういうことは、三年間に事業を集中

りますので、これは率直に申し上げま

してどの金利でどれだけの償還期限で

どれだけの限度額を設ければいかかと

いうことを一義的にびたりと割り出す

まして、できるだけ条件をよくすると

いうことを目標にして一応試算もいた

ることは困難でございますが、従来の制

度あるいは従来の他の資金等に比較し

まして、できるだけ条件をよくすると

いうことを目標にして一応試算もいた

ことは困難でございますが、従来の制

度あるいは従来の他の資金等に比較し

まして、できるだけ条件をよくすると

いうことを目標にして一応試算もいた

るというふうに予算措置をいたしました。近く政令の改正も行ないたいといふに考えております。それから離農の促進に関する実績につきましては、三十五年度に四百戸、それから三十六年九百九十八戸、三十七年に一千戸を離農促進の対象とするということに計画を進めて参りましたが、これはついでに一つついでと申しますと恐縮でございますが、明三十八年度は千三百戸を計画的に出したといふに考えておるのであります。その際の離農によります過剩入植地の残留者に対する営農振興対策の一環としてやつておるわけですが、そのやり方は、各開拓地につきまして離農というようなことを計画的に考えて、各開拓地ごとに自主的にやらせておるのですが、その間、もちろん開拓地営農指導員等を通じまして、この事業の円滑化のために指導は期しております。

○有馬(輝)委員 一年の例だけだけ

こうですから……。

○檜垣説明員 三十六年の例を申しますと、全体の離農に伴う就業状況を申しますと、農業へ再就職をいたしましたものが二六・六%に相なつております。この農業といいます中には、再び他の開拓地に入植する場合、それから既存農村に溶け込んで農業へ帰つていく場合、それから海外への移住が含まれております。それから林業に四・六%、漁業へ一・八%、鉱業へ一・七%、建設業へ八・九%、製造業に就職いたしましたものが二〇・一%、卸

売・小売業に八%、運輸通信業が三・三%、電気・ガス・水道事業に〇・四%、サービス業が四・八%、公務二・七%、日雇い一〇%というふうな事情でございまして、この調査報告を受けました際にまだ未就職の状態のものが七・一%残っておった。これが三十六年度の報告を受けました数字のありましたましでござります。

○有馬(輝)委員 まだ詳しくお聞きしたいことがあります。大体私の心づいというふうに考えておるのであります。そこで、まだ未就職の状態のものが七・一%残っておった。これが三十六年度の報告を受けました数字のありましたましでござります。

○清井説明員 これは開拓者がいろいろ事情を訴えまして、償還困難な場合におきましては相談をいたしまして当初の条件を変更いたしまして、いわゆる条件変更ということをいたす場合が多いわけでございます。条件変更をいたしますればこれは延滞になりません。従いまして条件変更しない以前の今まで融資された開拓関係の資金で、その額がどの程度になつておつて、そうして償還期限がきて払えないものがそのうちのどの程度であるか。これをお聞きかせ願いたいと思ひます。

○清井説明員 ただいまの御質問の点でございますが、私どもの公庫で開拓関係に貸付をいたしました総額が四十三億二百三十万六千円になつております。そのうち期限がきて返していただいたるものもござりますので、現在の……。

○有馬(輝)委員 期限がきて返せないもの……。

○清井説明員 わかりました。御指摘のいわゆる延滞になつておるもののがござりますが、その延滞になつておる数字が、三十七年三月末現在でございますが、一億二千七百四十一万八千円といふことになつておるわけでござりますが、三千五百萬円でござりますから、約四・一四%程度が開拓関係に貸し付けいたしたものの延滞になつておる金額でございます。これ

は昨年度末——昨年度といいますか、三十六年度末の数字でございます。

○有馬(輝)委員 一億数千といふものは純粹な延滞なんですか。その期限は延長したが、利子は払つておる、そういうものではないのですね。

○清井説明員 これは開拓者がいろいろ事情を訴えまして、償還困難な場合におきましては相談をいたしまして当初の条件を変更いたしまして、いわゆる条件変更といふことをいたす場合が多いわけでございます。条件変更をいたしますればこれは延滞になります。従いまして条件変更しない以前の今まで融資された開拓関係の資金で、その額がどの程度になつておつて、そうして償還期限がきて払えないものがそのうちのどの程度であるか。これをお聞きかせ願いたいと思ひます。

○清井説明員 条件変更いたしました数字はちょっと私どもつかんでおりませんので、はつきり申し上げませんので、はつきり申し上げられませんが、三十六年度中で条件変更いたしました数字はそり大きなものではございません。数十件ぐらいだろうと思ひます。これは主として具体的な申し込みによりまして個々に当たつて変更いたしております。そのつど報告がくる

それで農林政務次官にお伺いをいたいと思うのであります。私たち今本議におきまして海運に対する基盤強化の利子並びに延期の法案の趣旨説明を聞いて参つたばかりであります。津島さんはもうこのようない実態について十二分に御承知のはずなのに、もちろん開拓銀行と農林漁業金融公庫という工合に系統は違うかもしませんけれども、このようなものに対しても私はかのように考えるのです。

○有馬(輝)委員 農林政務次官、お人柄だから僕はもうこれ以上言いませんが、実態はそういうことじやないのでよ。もうどたんばにきているのですよ。どたんばにきているといつよりも、もう二割五分は落つこつしているでしょう。それを放置しておくのかどうかということをお伺いしておるのであります。冷酷むざんですよ、これは農林行政とはいわれませんよ。あなた方が数字の上でも考へておられるような実態じやないといった法案の準備をなさらない、その

いわけです。

そこで大月さんにお伺いしたいと思います。それで、本日提案になりました海運関係のものと今私がお伺いいたしました開拓に対するものとが性格の異なるものであるかどうか、もし性格の異なるものであるならば、それが異なるものであるとするならば、その異なる点についてお聞かせをいただくと同時に、大蔵政務次官の方からあわせてそれを敷衍して政府としての考え方をお聞かせいただきたいと思ひます。

○大月政府委員 海運に対する対策につきましては、一つは最近の海運界の状況からいたしまして金利の負担が非常に重い、これによって国際競争力にたえ得ないのではないかという問題から、これに対する利子補給でございますとか、あるいは過去の貸金に対する利子の微収猶予でございますとか、そういうような対策を講ずるということが第一点でございまして、第二は、今回海運界に対する措置によりまして、各グループにつきまして自己保有五十万トンその他揚用船等を含めまして集約された結果百万トン以上という、一つの船体の集團によりまして国際競争力を強化しよう、それによつて全体としてのわが国の海運界の国際的な地位を伸長するということ、あわせて国際収支の改善に資したいという、産業政策、海運政策の大きな目標があるわけでございまして、單に海運界を救済するという趣旨のものではないわざとして海運界に対する再建方策を講ずるかということがきわめて深刻に真

剣に論ぜられた結論であつたわけでございます。この開拓農家の問題は私は若干それと面が違うと思うわけでございましたが、積極的な開拓、農業政策の面からする開拓の政策ではございますけれども、その生じました結果につきまして国がどういうようにそれぞれの農家——開拓者に対して措置をしていくかという問題であろう、そういう意味で、これは農林省のお考えによるところだと存じますけれども、財政上金融上その他のできる限り手厚いこれに対する対策を講ぜらるべきものだと存ずるわけでございまして、國が対策を講ずる必要があるという点は同一でござりますけれども、觀点は相当違った面に置いて違った対策を講ぜらるべきものだ、かように考えておるわけあります。

○原田政府委員 今の開拓農民に対する措置をどうするかということに落ちついてくると思うのでありますけれども、ただいま銀行局長から造船の問題と開拓農民の問題とは少しく様子が違つて、かねての發言がございましたが、私も、そのまま銀行局長から造船の問題と、今この時点において申し入れがあれば、どういう答弁が出るところに問題があるのです。私たち、農業基本法の問題について基本的な態度がなつてないといふことを終始論議して参りました。さつきの農林大臣の答弁にもありますように、その端々にも、零細な農家は切り捨てていくのだ、開拓行政はもう手のつけられないからどうかなどといふのが現在の農林省の——農林省というよりも政府の、私は率直な態度じゃないかと思うのです。これは冷酷むさんですよ。ですから、この前、参議院の農林水産委員会におきまして、やはり今度の海運関係と同じような措置をいたしてもよろしいのかのような重政農林大臣の発言があつたや聞いておりますけれども、それ

なつて逃げ出してきたという問題もあります。この開拓農家の問題は私は若干それと面が違うと思うわけでございましたが、ただいま私から、いつ、しまして、農業政策の面からする開拓の政策ではございますけれども、その生じました結果につきまして国がどういうようにそれぞれの農家——開拓者に対して措置をしていくかという問題であろう、そういう意味で、これは農林省のお考えによるところだと存じますけれども、財政上金融上その他のできる限り手厚いこれに対する対策を講ぜらるべきものだと存ずるわけでございまして、國が対策を講ずる必要があるという点は同一でござりますけれども、觀点は相当違った面に置いて違った対策を講ぜらるべきものだ、かように考えておるわけあります。

○有馬(燐)委員 先ほど銀行局長の答弁の最中に津島さんが首をひねられました。ひねられるのがもつともだと思うのです。しかし委員会で首をひねられますのがあなたの方の仕事じやない。今、原田政務次官から申し入れがあれば、どういう答弁が出るところに問題があるのです。私たち、農業基本法の問題について基本的な態度がなつてないといふことを終始論議して参りました。さつきの農林大臣の答弁にもありますように、その端々にも、零細な農家は切り捨てていくのだ、開拓行政はもう手のつけられないからどうかなどといふのが現在の農林省の——農林省というよりも政府の、私は率直な態度じゃないかと思うのです。これは冷酷むさんですよ。ですから、この前、参議院の農林水産委員会におきまして、やはり今度の海運関係と同じような措置をいたしてもよろしいのかのような重政農林大臣の発言があつたや聞いておりますけれども、それ

をお聞かせ願いたいと思います。私はここで断わっておきますけれども、強したいと思います、検討したいと思いますという大臣、政務次官の答弁はいとということと同じですから、そういふのをどうしていくかということについて、責任官庁である農林省の方から、こういう方法でわれわれ処していきたくかという問題であろう、そういう意味で、これは農林省のお考えによるところだと存じますけれども、財政上金融上その他のできる限り手厚いこれに対する対策を講ぜらるべきものだと存ずるわけでございまして、國が対策を講ずる必要があるという点は同一でござりますけれども、觀点は相当違った面に置いて違った対策を講ぜらるべきものだ、かのように考えておるわけあります。

○有馬(燐)委員 先ほど銀行局長の答弁の最中に津島さんが首をひねられました。ひねられるのがもつともだと思うのです。しかし委員会で首をひねられますのがあなたの方の仕事じやない。今、原田政務次官から申し入れがあれば、どういう答弁が出るところに問題があるのです。私たち、農業基本法の問題について基本的な態度がなつてないといふことを終始論議して参りました。さつきの農林大臣の答弁にもありますように、その端々にも、零細な農家は切り捨てていくのだ、開拓行政はもう手のつけられないからどうかなどといふのが現在の農林省の——農林省というよりも政府の、私は率直な態度じゃないかと思うのです。これは冷酷むさんですよ。ですから、この前、参議院の農林水産委員会におきまして、やはり今度の海運関係と同じような措置をいたしてもよろしいのかのような重政農林大臣の発言があつたや聞いておりますけれども、それ

をお聞かせ願いたいと思います。私はここで断わっておきますけれども、強したいと思います、検討したいと思いますと私は思う。ゆえに今後この開拓農民